

第1章 総論

第1節 基本計画の策定にあたって

(1) 基本計画の目的

この計画は、三木市総合計画の基本計画として、三木市の平成30年までのまちづくりを総合的・計画的に進めていく指針とします。

この計画は、基本構想に示すまちの将来像「日本一美しいまち三木」の実現に向けて、人口、土地利用などの基本的な枠組みを定めるとともに、基本的な施策の方針、事業の狙いや内容を明らかにします。また、地域主権を進めるにあたって三木市の10地域について、それぞれの地域のまちづくりの方向性を示します。

なお、この計画は、計画の期間において平成21年度までの目標とその取組を定めるもので、今後、市民ニーズや行財政状況など都市経営環境の変化にあわせ、平成22年、平成26年にそれぞれローリング（見直し）を行います。

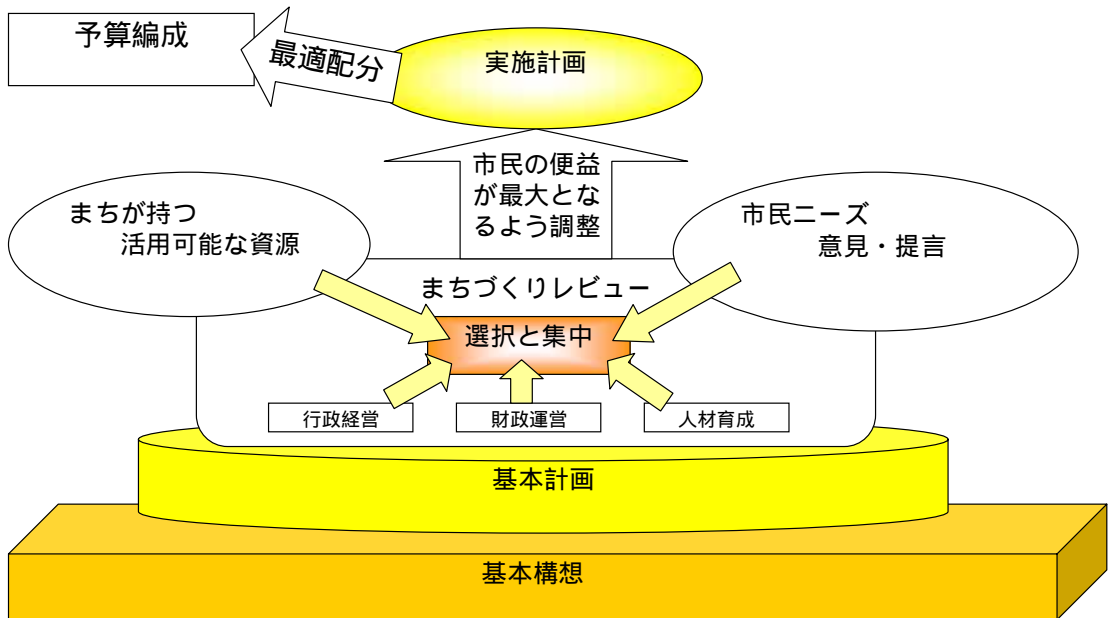
(2) 基本計画を進める主体

「日本一美しいまち三木」の実現に向けて、人にやさしいスローライフなまちづくりは、市民と行政がともに力をあわせる協働のまちづくりにより進めていきます。この計画は、市民一人ひとりや地域のコミュニティ、各種団体、事業者などすべての市民、そして行政が実現主体となって、ともに考え、行動してその実現を図ります。

(3) 基本計画と予算との連携

この計画に示す基本的な施策や事業は、毎年度、予算を施策に盛り込み、議会の議決を得て進めていくこととなりますが、この計画と予算との連携をどのようにして図るかということが、大きな課題となります。

そこで、年度ごとに「まちづくりレビュー」を行い、基本計画の事業について社会条件の変化、市民ニーズ、まちが持つ活用可能な資源や事業効果を総合的に分析し、これを実施計画にまとめ、予算に反映していく仕組みを確立していきます。



第2節 施策の体系

まちづくりの目標の5つの柱に基づき、施策を体系化しました。

1 ふれあい人間のまち

- (1) 人権を尊重する
 - ア 人権教育・啓発のまちづくりの推進
 - イ 男女共同参画のまちづくりの推進
- (2) 市民活動や都市交流を活発にする
 - ア コミュニティ・NPO・ボランティア活動の振興
 - イ 市民協働の推進
 - ウ 都市交流・国際交流の推進

2 いきいき文化のまち

- (1) 伝統や文化を守り育む
 - ア 伝統伝承・文化財の保護
 - イ 文化芸術・食育施策の推進
- (2) 生涯にわたる教育を充実する
 - ア 学校教育の充実
 - イ 社会教育・家庭教育・地域教育の支援
 - ウ スポーツ・レクリエーション活動の振興

3 うるおい景観のまち

- (1) 美しい景観を育む
 - ア 自然環境の保全
 - イ 景観形成の推進
 - ウ 公園の整備・緑化の推進
- (2) まちの機能を高める
 - ア 土地利用・定住の促進
 - イ 活気ある市街地整備の推進
 - ウ 道路網の整備
 - エ 公共交通の充実
- (3) 地球環境を大切にする
 - ア 地球温暖化の防止、資源循環の促進
 - イ 上水道・下水道の整備

4 にぎわい交流のまち

- (1) 元気な産業をつくる
 - ア 金物産業・工業・商業の振興
 - イ 企業誘致の推進
 - ウ 農業の振興
- (2) 魅力ある観光づくりを進める
 - ア 交流の推進、観光の振興
 - イ 新ブランドの創出
- (3) 情報の基盤を整える
 - ア 情報基盤の整備

5 やすらぎ安心のまち

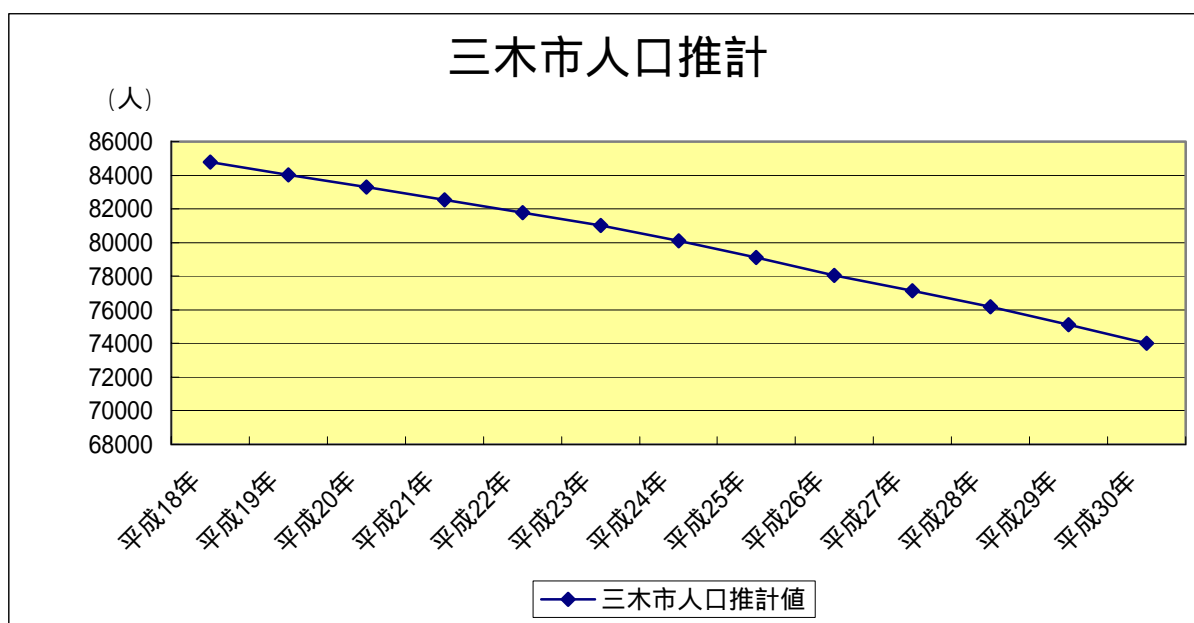
- (1) 健康医療を充実する
 - ア 健康づくりの推進
 - イ 地域医療・市民病院の充実
- (2) 福祉を充実する
 - ア 地域福祉の充実
 - イ 高齢者福祉・障害福祉の充実
 - ウ 子育て支援の充実
- (3) 暮らしの安全を高める
 - ア 危機管理・防災・消防体制の充実
 - イ 救急救助・交通安全・防犯・消費生活・斎場施策の充実

第3節 将来人口の展望

1 総人口

三木市の将来推計人口は、国立社会保障人口問題研究所の小地域簡易推計モデルで試算すると平成30年には74,000人程度となります。また、平成12年と17年の国勢調査の人口推移からみると平成30年には、80,000人程度となります。そこで、この2つの推計をもとに総合的に判断して平成30年の推計人口は、77,000人とします。

これに加えて今後、企業誘致や子育て支援などのプロジェクト、若者定住対策、空き家対策などによる事業効果と民間の宅地開発などにより、平成30年には、3,000人程度の定住人口が増加すると見込めることから、平成30年の人口目標を80,000人とします。

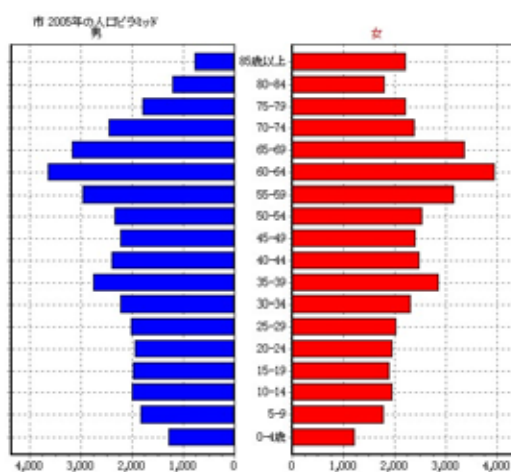


2 年齢別人口

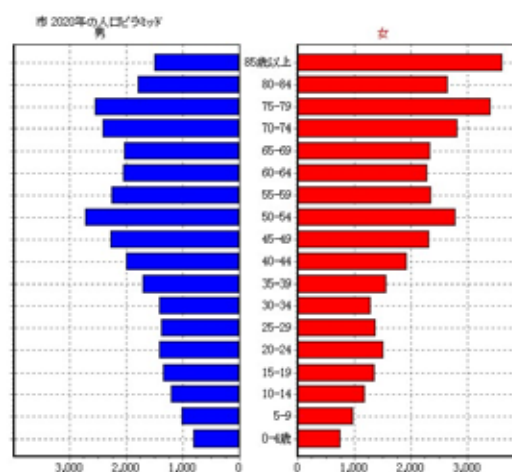
国勢調査をもとに三木市の人口の年齢構造をみると、65歳以上の高齢者は、平成17年の21.4%から平成32年になると36.7%に達し、三人に一人が65歳以上の高齢者になると予測されます。逆に、0～14歳の若年層は、平成17年の13.3%から10%を割りこんで8.7%にまで減少すると予測されます。

年齢(3区分及び5歳階級)別人口の推移

	平成17年		平成32年	
	三木市	兵庫県	三木市	兵庫県
0歳～14歳	13.3%	14.3%	8.7%	9.9%
15歳～64歳	65.3%	65.8%	54.6%	57.8%
65歳～	21.4%	19.9%	36.7%	32.3%



平成17年国勢調査人口



平成32年

3 地域別人口

国立社会保障人口問題研究所の小地域簡易推計モデルで試算すると、三木市の平成30年の各地域の人口は、三木南地域では平成18年の人口に比べて約13%増加すると推計されますが、その他の地域ではすべて減少します。

平成18年の人口に比べて細川地域、口吉川地域では約81%、別所地域、志染地域では82%、三木地域、自由が丘地域は83～84%、緑が丘地域、吉川地域では87～88%、青山地域では93%と総じて人口が減っていきます。

また、地域で大きな課題となるのは、総人口の減少よりもむしろ65歳以上の高齢化率の上昇です。平成30年の高齢化率をみると、30%以下で推移するのは青山地域14%、三木南地域23%だけで、その他の地域では、吉川地域30%、三木地域34%、志染・自由が丘地域35%、別所地域36%、口吉川地域38%というように30%を超え、さらに緑が丘地域と細川地域では、40%を超えています。

4 交流人口

近年、さまざまな分野でNPO、ボランティア活動などが活発化しています。また、地域の生活文化に触れる体験型の観光などの広がりで、交流人口が増加しています。少子高齢社会では、これらの交流人口を新しい市民の力として捉え地域づくりに生かしていく必要があります。

今後、団塊の世代の大量退職が始まる中で、多様な生活創造活動を求めるひとが増加し、交流人口はさらに拡大していくことが予測されます。このため、三木市からの情報発信を進め、年間500万人の交流人口を確保し、まちづくりの各分野で協働のまちづくりへの参加を促進します。

第4節 土地利用計画

1 まちの骨格構造

「日本一美しいまち三木」をめざし土地利用を計画します。地域の特性を生かした土地利用を進めるため、まちのエリアを「南のエリア」と「東のエリア」の2つに分けます。また、「まちの核」と「まちの軸」により、まちの骨格構造を形成し、まちづくりを進めます。

(1) まちのエリア

ア 南のエリア

「南のエリア」は、まちの活力を生み出す土地利用を中心に進めていきます。昔からの町並みが残る市街地や新市街地などの市街化区域は、三木市の中心市街地と位置づけ、まちに求められるさまざまな都市機能を高め、人・もの・情報が集まり、まちの活力を生み出す場となることをめざしてまちづくりを進めていきます。また、中心市街地の周辺は、都市近郊のふれあいとうるおいの空間として、農地、緑地、里山などの整備、保全を進めていきます。

イ 東のエリア

「東のエリア」は、自然のやすらぎを活かす土地利用を中心に進めていきます。このエリアでは、メダカやホタルが棲む豊かな環境の中に田園景観や里山空間が広がっています。また、西日本一数の多いゴルフ場やグリーンピア三木、観光ぶどう園やエコファームなど美しい自然を多様に活用した土地利用が進められています。

このような、豊かな自然環境の保全と美しい景観づくりを進め、農業、観光、環境、レクリエーション活動など、様々なふれあいやにぎわいの交流空間として整備、保全を進めていきます。

(2) まちの核

ア 都市核

市民生活の利便性の向上と三木市の未来をひらく核となります。神戸電鉄恵比須駅から西に広がる市街地周辺を、産業、商業、サービス、行政、文化機能が集積する三木市の中心的な拠点として位置づけます。

このうち、市役所周辺の地区は、行政・教育・文化・コミュニティなどの機能が集積するシビックゾーンで、市民が集まる三木市のシンボリックな拠点とします。

イ 緑の交流核

三木市の東の玄関となり、この方面の市民生活や市民活動の核となります。吉川支所周辺の地域で、阪神方面からの産業、観光・交流や健康づくり、福祉、文化、コミュニティ活動など、市内外から多くの人が集まり、ふれあいやにぎわいづくりを進める拠点とします。

(3) まちの軸

ア 神戸・北播磨交流軸

三木市を広域的に神戸方面と北播磨方面へつなぐまちの骨格となる軸です。

この軸は、人、もの、情報の広域的な交流を支えるまちの基盤となる主軸のひとつで、主要なアクセス手段となる鉄道や幹線道路などの交通機能で形成します。

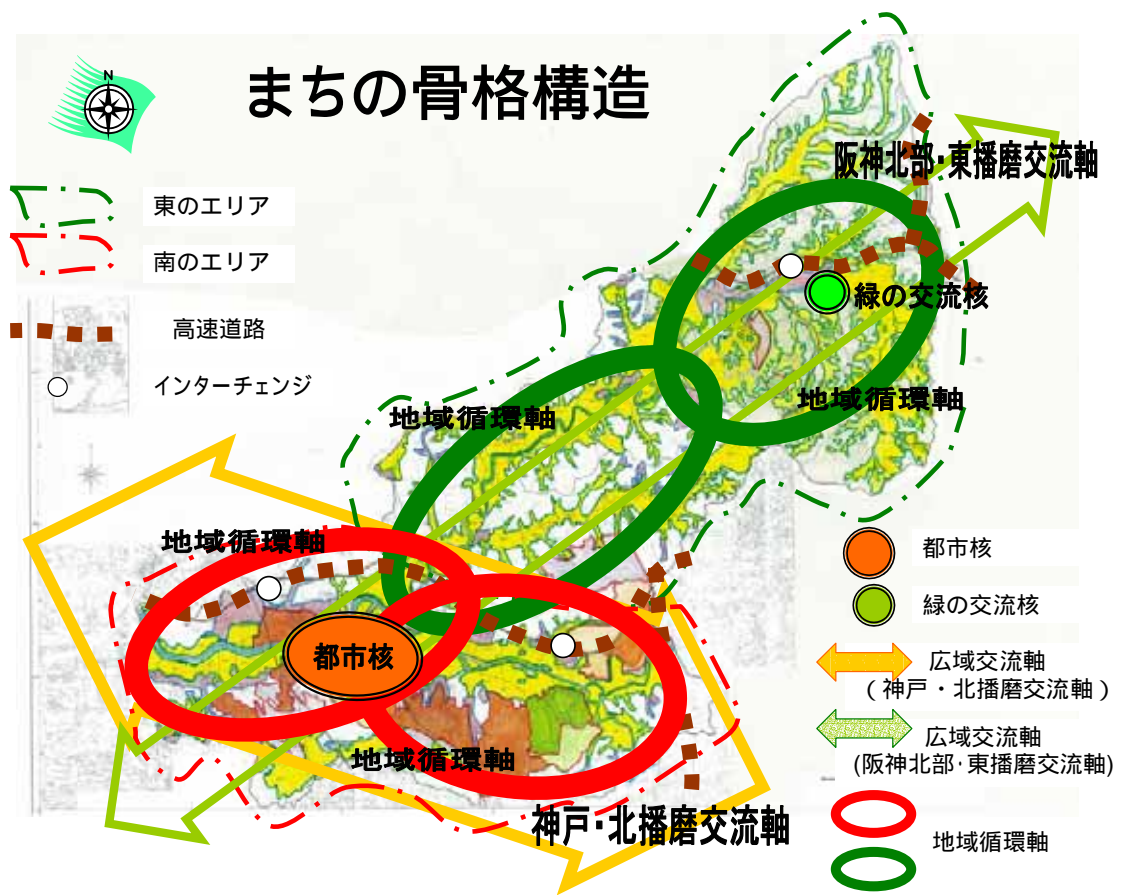
イ 阪神北部・東播磨交流軸

三木市を広域的に阪神北部方面と東播磨方面へつなぐまちの骨格となる軸です。

この軸は、人、もの、情報の広域的な交流を支えるまちの基盤となる主軸のひとつで、主要なアクセス手段となるものは幹線道路です。

ウ 地域循環軸

地域循環軸は、地域的な交流を支えるまちの基盤となる軸です。この軸は、人、もの、情報の地域循環を促す軸で、地域的な幹線道路を主要なアクセス手段とします。



2 土地利用計画

三木市の土地利用については、次の11の区域を基本に、それぞれの地域の特徴を生かすよう計画的な土地利用を進めます。

(1) 市街地地区

市街化区域のうち、新市街地地域以外の区域で、都市核の整備、都市の再生事業やうるおいのある住環境の維持などを進め、中心市街地としてにぎわい、活気づくりと安全で快適な生活環境の形成など、市街地の整備を進める地区とします。

(2) 新市街地地区

緑が丘、自由が丘、青山、さつき台、みなぎ台など、土地区画整理事業、都市計画法の開発許可により計画的に整備・開発された住宅地で、うるおいのある良好な住宅市街地の環境を維持し、ふれあい、文化、にぎわいづくりや安全で安心して暮らし続けることのできる機能の整備を進める地区とします。

(3) 商業地区

大村周辺、神戸電鉄上の丸駅から三木駅周辺の商店街、恵比須駅周辺、志染駅周辺、緑が丘駅周辺、青山の商業が集積する地区で、商業、業務、サービスなどの機能を集積しにぎわいづくりを進める地区とします。

(4) 工業地区

三木工場公園、ひょうご情報公園都市や、都市計画法の開発許可による整備地区で、工業等を振興する地区とします。

(5) にぎわい交流地区

グリーンピア三木、ホースランドパーク・道の駅、温泉交流館・山田錦の館など、多くの人を集客する観光拠点として、にぎわいや交流を進める地区とします。さらに、グリーンピア三木、ホースランドパーク・道の駅周辺については、健康拠点としても位置づけます。

(6) 公園地区

三木山森林公園、三木山総合公園、吉川総合公園、三木総合防災公園など、憩いとうるおいを提供し、スポーツ・防災拠点となる地区とします。

(7) にぎわい創造地区

ひょうご情報公園都市、吉川産業団地など、産業系、商業系、流通系、住宅系等、さまざまな土地利用を視野にいて、まちのにぎわいを創造していく地区とします。

(8) 地域ふれあい地区

地域のにぎわいや生活文化の創造など、暮らしのうるおいづくりと地域の活力を高め、地域のふれあいの核となる地区とします。

(9) 農業保全地区

農業振興地域として観光農業などを含め農業を振興し、農地を保全していく地区とします。

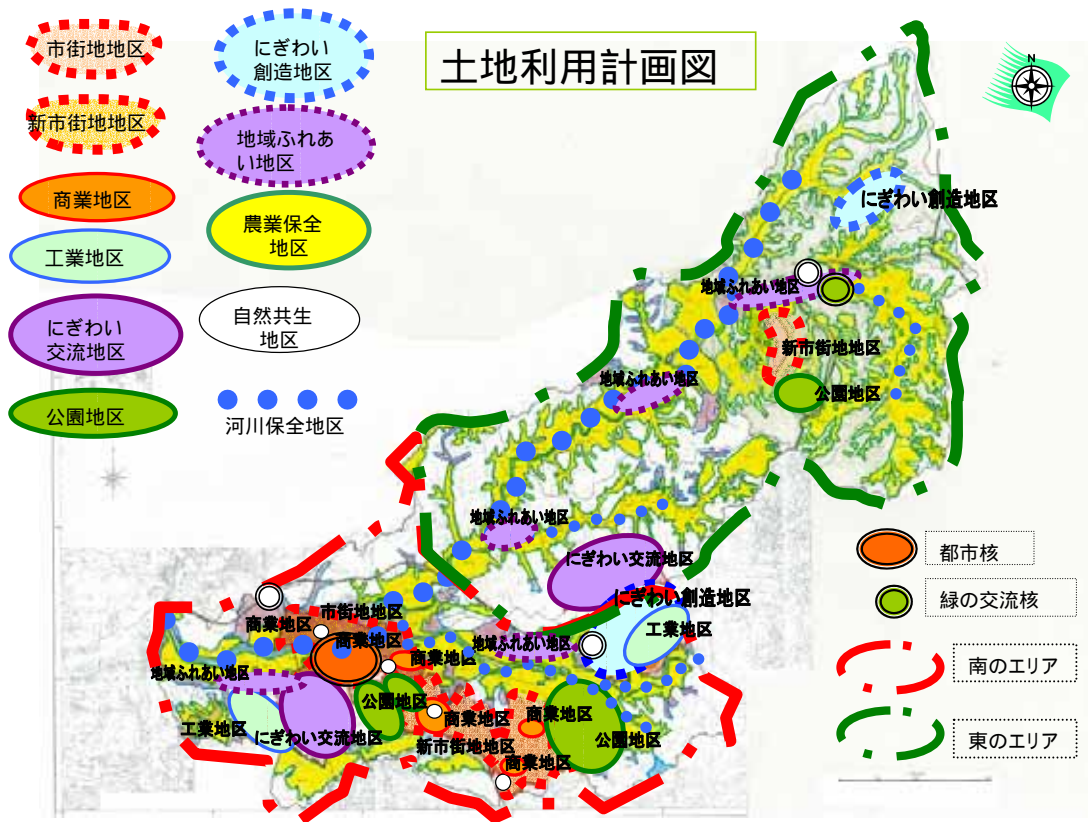
(10) 自然共生地区

三木市を縁取る森、里山、緑地斜面、ゴルフ場、開発地の外周の緑地など、自

然と共生する地区とします。

(11) 河川保全地区

美囊川など、河川環境を保全する地区とします。



第5節 市民協働の推進

「市民の皆様と行政がともに進めるまちづくり」は、人と人のつながりを大切にする中で、市民一人ひとりが自律でき、地域社会の一員として尊重される環境づくりが基本となります。

より多くの市民の皆様がまちづくりへ参加していただけるように、市民と行政が情報を共有し、お互いに信頼関係を深め、それぞれの個性や特徴を活かし合い協働のまちづくりを進めていきます。

1 ひとつづくりを進める

まちづくりは、市民一人ひとりが、自らを愛しみ、人や家族を大切にし、そして地域やまちに誇りをもつことにつながらなければなりません。こうした想いをもちながら市民一人ひとりの取り組みが、まちづくりの大きな渦となり、「日本一美しいまち三木」を実現していきます。

(1) ひとつづくり

三木市がめざす「人にやさしいスローライフなまち」は、このまちに住むだれもが安心して幸せに暮らせる共生社会をめざすものです。このため、市民一人ひとりが自分の生き方や家族を大切に考えることを基本としながら、「暮らし」の土台となる地域社会における身近な課題に知恵と力を出し合い、解決に向け行動していくことが大切です。

たとえば、市民一人ひとりが声をかけ合うことやゴミを拾うこと、自治会やPTAなどの活動に参加したり、ボランティア、NPOの一員として、さまざまなサービスを提供することや、地域の伝統、文化や自然などを守り育てるための自発的な活動などの取組が、人にやさしいスローライフなまちにつながります。

(2) 市民活動の支援

市民活動は、市民一人ひとり、地域の団体、ボランティア、NPO、企業など、多様な主体により進められています。このような様々な活動主体の自主性と自律性を尊重しながら、活動が住みよいまちづくりのためにより活発に進められるよう支援を進めます。

自治会やボランティアなどの市民活動の支援、これら団体の様々な活動内容をホームページなどで紹介し、市民活動の輪を広げていきます。また、市民活動を支えるために「組織の運営能力」や「活動に必要な専門知識」をもった人材の育成を進めます。

2 みんなが知恵を出し合える関係を築く

市民の皆様をはじめ、市民活動に取り組む多様な主体が一体となって、力を合わせたまちづくりを進めるしくみをつくりまします。このために、市民と行政がお互いの役割を理解して尊重し、地域における市民が相互に地域の課題や目標の共有を進め、ともに知恵を出し合い、ともに汗を流す協力関係を築いていきます。

(1) みんなが知恵を出し合える場づくり

市民同士や市民と行政をつなぐ場づくりを進めます。このため、公民館のまちづくり支援機能を強化します。また、NPOの育成を支援する組織づくりや市民活動の総合的な情報・相談・支援の拠点づくりを進め、市民活動組織の相互連携を深めていきます。

(2) 協働のまちづくりを進めるための信頼関係づくり

職員は、市民との協働のまちづくりの重要性を深く認識し、より一層市民の視線に立って、市民の皆様とともにまちづくりを進めていきます。ワークショップなどで直接地域に出向き、市民と対話を重ね、ともに考えることで、市民の皆様と共感を抱き、信頼できる関係を築いていきます。

3 まちづくりにいっしょに取り組む

市民と行政が連携を深め、協働のまちづくりに積極的に取り組んでいけるように、まちづくりのしくみやルールなど、必要な環境の整備をはじめ、多様な市民活動の調整を進めていきます。

(1) 協働のまちづくりのしくみづくり

現在、それぞれの地域において、さまざまな組織がいろいろ工夫して市民活動を展開されています。このような市民活動の自主性と自律性を尊重しながら、地域社会の状況に応じ、市民一人ひとりや団体が力を合わせて地域課題に取り組んでいく新たなしくみづくりとして、「市民協議会」や「地域予算制度」などの研究、検討を進めていきます。

(2) 協働のまちづくりのルールづくり

協働のまちづくりを進めるには、共通の目標となる理念やまちづくりの進め方の原則などを定めるまちづくりの基本となるルールが必要です。このため、「(仮称)まちづくり基本条例」づくりを進めます。

(3) 行政の総合力の発揮

三木市の全職員が、まちづくりの基本姿勢である「市民の皆様と行政がともに進めるまちづくり」を認識し、まちの将来像である「日本一美しいまち三木」の実現に向けて専門性を磨くとともに部局を超えた発想に立ち、一丸となって行政の総合力を発揮していきます。

第6節 地域主権の推進

三木市がめざす地域主権を進めるために「地域づくり計画」をつくります。そして、三木市の10地域がそれぞれに、人口減少・少子高齢化に負けない多様で個性が輝く元気な地域社会づくりを進めます。

1 地域づくり計画

地域づくり計画は、地域に住む職員が中心となって、それぞれの地域でタウンミーティングを開催し、地域住民の皆様と膝を交えて意見を交換し、多くの提言を受け、これらを最大限に盛り込んで地域づくりの指針としてまとめたものです。

地域名	地域の将来イメージ
三木地域	未来につなぐ“わ”がまち 三木
三木南地域	知り愛・ふれ愛・たすけ愛・思いやりのまち - 三木南
別所地域	美しい別所 ふれあいとにぎわいのまち
志染地域	三世代交流のふるさと@（アット）ほ～む志染
細川地域	空・緑・文化かおる細川の里
口吉川地域	口吉川みんな大家族
緑が丘地域	心ふれあう 住みたいまち - 緑が丘
自由が丘地域	ふれあい ふるさと 住みたいまち自由が丘
青山地域	住んで感じるあんしんおちつきやさしさまんぞく 青山のまち
吉川地域	三木の東の玄関口 吉川 人と自然がふれあうまち

地域づくり計画は、第3章を参照

2 地域主権の推進

全国各地では、「市民協議会」等の名称で、地域主権を進める組織が作られて、地域住民による活発な地域づくりが展開されています。これは、地域の主権者である住民自らが、地域の将来を考え、選択し、自発的に地域活動を行い、自立した地域社会を築くことが地域づくりの原点であるからです。

三木市では、自治会活動などを振興するとともに、少子高齢化に負けない元気な地域社会づくりを進めるために地域主権のしくみづくりを応援していきます。また、地域主権を支援するため公民館機能を強化し、地域づくりのノウハウの提供を進めるとともに、地域づくりを支援していくために「地域予算制度」など、新しいしくみの調査・検討を進めます。

第7節 情報の共有

市民の皆様のみならず市外への積極的な情報発信と幅広い情報の受信を活発に行います。市民の皆様の意見、提言やニーズ、また全国のまちづくりの最新情報などをとらえます。これらの貴重な情報を分析し、有効に活用していきます。

1 情報を発信する

市民の皆様や市外へ積極的な情報発信を行います。

(1) 広報推進事業

事業のねらい

市民と情報共有を進めるため、積極的な行政情報の提供を進める。

事業の主な内容

ア 広報みきの充実

イ FMみっきいの活用

ウ ホームページの活用

エ 新聞、テレビ、ラジオなどマスメディアを活用して三木の情報の全国発信

オ 新しい広報戦略(シンボルマーク、イメージキャラクターなど)の展開

2 情報を受信する

市民の皆様の意見、提言やニーズ、また全国のまちづくりの最新情報などを的確にとらえます。

(1) 広聴推進事業

事業のねらい

市民と情報共有を進めるため、多様な広聴活動を推進する。

事業の主な内容

ア 市長デスク、市長メールなどの実施

イ タウンミーティングなどでの市民意見の聴取

ウ ワークショップなどの実施

エ マーケティングリサーチ手法の研究による市民ニーズの把握

オ 新聞、テレビ、ラジオなどマスメディアやインターネットを活用しさまざまな情報の受信

3 情報を公開する

あらゆる市政情報を、タイムリーにわかりやすく市民の皆様に提供していきます。

(1) 情報公開事業

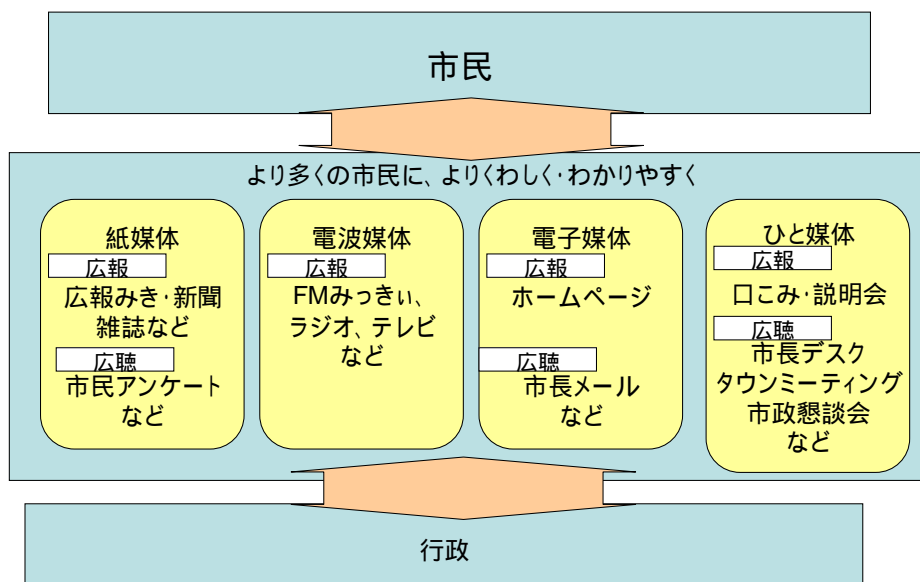
事業のねらい

市民の皆様にあらゆる市政情報を公開し、市民の皆様がまちづくりに積極的に
参画できるようにする。

事業の主な内容

- ア 広報みき、ホームページでの情報公開の充実
- イ 情報公開コーナーの充実
- ウ パブリックコメント制度の充実
- エ 審議会などの会議の公開制度の創設
- オ 審議会などの委員の公募制度の充実

広報広聴



第8節 まちの経営

すべての視点を市民に置く「市民の皆様が主役のまちづくり」のしくみを基本とし、「人」「もの」「カネ」「情報」「時間」などの経営資源を活用し、「行政経営」「財政運営」「人材育成」を進め、最大限に市民満足度が高まるよう質の高い行政サービスの提供をめざしまちの経営を進めます。

1 行政のしくみやルールをつくる

市民からの情報収集、市民ニーズの把握、政策立案、プロセス管理、成果分析、改善計画などの領域で、マーケティング手法を活用し効果的に行政経営を進めていきます。市民ニーズを適切にとらえ、これを政策に結び付けていくために、政策形成能力を高めます。また、政策を着実に実施していくため総合計画の推進体制を確立します。

(1) 基本計画推進事業

事業のねらい

市民サービスを向上するため、計画的、戦略的にまちを経営する。

事業の主な内容

- ア 総合計画の計画的な推進
- イ 政策推進のサイクル（PDCAシステム）の確立
- ウ 市民満足度調査の実施
- エ 組織・機構の活性化
- オ 「（仮称）まちづくり基本条例」の調査・検討
- カ 「市民協働」や「地域主権」の支援

(2) 広域行政・連携事業

事業のねらい

市民サービスを向上するため、消防、医療など、広域行政や学術機関などとの多面的で広域的な連携を進める。

事業の主な内容

- ア 播磨内陸広域行政協議会活動の推進
- イ 神戸隣接市町長懇話会活動の推進
- ウ 大学等、高等教育機関との連携事業の推進
- エ 産業界との連携

2 財政を健全に運営する

健全な行財政基盤を確立し「日本一美しいまち」づくりを支えていくため、財政運営の不断の見直しを進めます。「選択と集中」のさらなる推進により、あらゆる事業について聖域を設けることなく見直しを行い、行財政構造を転換していきます。

(1) 財政運営事業

事業のねらい

健全な財政基盤を確立するため、行財政改革を推進する。

事業の主な内容

ア 市債の削減

イ 職員の適正配置

ウ 民間委託の推進

エ 「選択と集中」による事業の見直し

オ 市民協働による地域の特性にあった事業の展開

(2) 財産管理事業

事業のねらい

まちづくりを支えるため、市有財産の有効活用を推進する。

事業の主な内容

ア 市有地のうち遊休地及び不用地の売却

イ 土地開発公社の経営健全化

3 人材を育てる

組織は、人により構成され、まちづくりを支えるのは「人」です。そこで、「人材」及び「人材育成」の重要性を再認識し、職員に組織の使命を伝え、職員が持つ多様な能力を引き出し、高め、組織として活かしていくよう人材育成を進めます。

(1) 人材育成事業

事業のねらい

市民のために働く職員をつくるため、職員としての意識改革を進めるよう「自己学習」をうながし、「市民に信頼される骨太の職員集団」を育成する。

事業の主な内容

ア 個性豊かな、変革力を持った職員集団の育成のための「三木市人材育成基本方針」の策定

イ 能力、実績に見合った人事管理制度の導入

ウ 組織マネジメント力の向上のための「目標管理制度」の活用

(2) 人事管理事業

事業のねらい

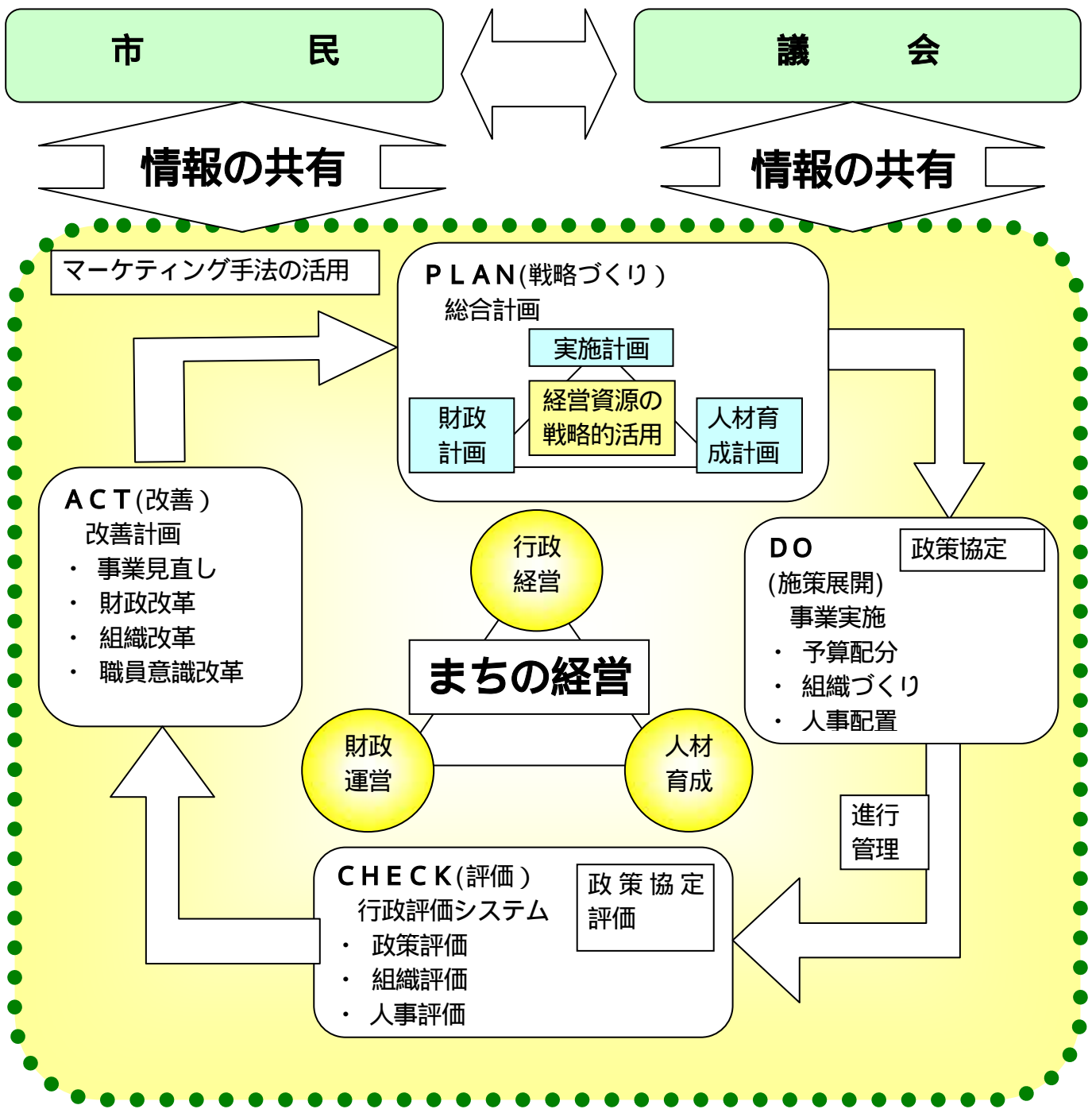
健全な財政基盤を確立するため、総人件費を抑制する。

事業の主な内容

ア 職員の適正配置

イ 適正な労務管理

ウ 給与制度の適正化



第2章 まちづくりの各論

第1節 ふれあい人間のまち

1 人権を尊重する

《人権教育・啓発》

政策1	市民一人ひとりの人権が尊重され、多様な文化や価値観が認め合えるまちをつくる。
-----	--

【施策1】自分から進んで活動したり、地域へ広げられるような人権教育・啓発を進める。

(1) 人権啓発事業

事業のねらい

市民意識を高め人権尊重のまちづくりの裾野を広げるため、人権尊重のまちづくり条例の周知・啓発を進める。

事業の主な内容

- ア あらゆる人権課題の解決に向け、人権尊重のまちづくり条例の周知・啓発の推進
- イ 人権啓発推進のための人材育成、住民交流の推進
- ウ 差別や人権侵害に対する相談支援体制の充実
- エ 人権尊重のまちづくり実施計画の着実な推進

(2) 人権教育事業

事業のねらい

人権尊重のまちづくりを普及するため、住民主体で人権教育を進める。

事業の主な内容

- ア 地域の課題に即した人権教育の推進
- イ 地域づくりを基盤とした住民学習など市民研修の推進
- ウ 人権課題についての市民の主体的な学びの機会の充実

《男女共同参画》

政策2	男女がともに自立し、責任を負い、その個性と能力が発揮できる男女共同参画のまちをつくる。
-----	---

【施策2】あらゆる分野で男女共同参画社会を実現するための意識づくりや環境づくりを進める。

(1) 男女共同参画推進事業

事業のねらい

男女共同参画を推進するため、女性に対するあらゆる差別や暴力の根絶をはじめ、男女の人権が確立されたまちづくりを進める。

事業の主な内容

- ア 男女共同参画の理解に向けた意識改革と男女平等のしくみづくりの促進

- イ 男女が働きやすい環境・条件づくりのため、雇用の場などにおける男女の均等な機会と待遇の確保
- ウ 女性に対する暴力の防止と根絶に向けての人権意識の確立
- エ 女性委員の積極的登用など市政への女性からの提言機会の拡大と、女性管理職の登用促進
- オ 男女共同参画プランの着実な推進

(2) 男女共同参画センター事業

事業のねらい

男女共同参画社会を実現するため、各種取組や拠点施設を充実する。

事業の主な内容

- ア 男女共同参画社会実現に向けた講座の充実
- イ 女性にかかわる様々な悩みに対する相談事業と被害者支援のための取組の充実
- ウ 男女共同参画に関する図書・資料の充実
- エ 男女共同参画に取り組む団体・グループづくりの支援
- オ 男女共同参画センターの整備と機能の充実

2 市民活動や都市交流を活発にする

《コミュニティ・NPO・ボランティア》

政策3	コミュニティ活動や市民活動が活発な市民が主役のまちをつくる。
-----	--------------------------------

【施策3】地域の多様な主体が協働で進める地域づくりを推進し、市民一人ひとりのコミュニティ活動への参画を支援する。

(1) コミュニティ支援事業

事業のねらい

特色ある地域づくりを進めるため、コミュニティ活動を支援する。

事業の主な内容

- ア 各種団体など市民活動団体の連携強化
- イ 公民館のまちづくり機能を強化し、ここを拠点とした地域コミュニティの充実
- ウ 地域団体の活性化、自治会、コミュニティ活動への支援
- エ 地域活動リーダーの養成、ネットワークづくりの推進
- オ 新しい地域づくりに向けた諸制度（市民協議会、地域予算）の研究、検討

【施策4】多様な活動主体がまちづくりを推進し、市民一人ひとりが市民活動への参画を活発にするよう支援する。

(1) 市民活動支援事業

事業のねらい

多様な市民活動が展開されるようにするため、市民の皆様や市民活動団体の地域活動・ボランティア・まちづくりに関わる活動を啓発し支援する。

事業の主な内容

- ア リーダー・コーディネーター等人材の養成
- イ NPOや市民活動団体等への活動支援
- ウ ボランティアセンターの充実
- エ 市民活動への参画を促す情報提供
- オ NPOや市民活動団体等のネットワーク化

《市民協働》

政策 4	市民の皆様と行政が良好なパートナーシップで築く市民協働のまちをつくる。
------	-------------------------------------

【施策 5】市民がお互いに自主的・主体的に協働したり、市民と行政が役割分担してまちづくりを進めるしくみをつくる。

(1) 市民協働普及事業

事業のねらい

協働のまちづくりを普及するため、市民と行政の合意形成のしくみをつくる。

事業の主な内容

- ア 地域のまちづくり情報の共有
- イ 職員のまちづくりに対する意識改革とまちづくりへの参画
- ウ 市民協働や参画のまちづくりのルールづくり
- エ 審議会等への公募委員の積極的登用
- オ 市民参画型ワークショップの開催

(2) 市民協働推進事業

事業のねらい

市民の皆様が主役のまちづくりを進めるため、協働のまちづくりの環境整備を推進する。

事業の主な内容

- ア 市民協働への意識啓発事業の実施
- イ NPO法人などへの事業委託の拡大
- ウ 公民館のまちづくり機能の強化
- エ 市民組織を横断する連携体制の強化

《都市交流・国際交流》

政策 5	国際交流や都市間の連携と交流が盛んなまちをつくる。
------	---------------------------

【施策 6】国内の都市と文化、産業などによる多面的な交流を進める。

(1) 都市交流事業

事業のねらい

国内各地とまちづくりの情報を交換したり交流の輪を広げるため、隣接のまちや

国内の都市と市民相互の交流を促進する。

事業の主な内容

- ア 隣接都市などとの市民交流の促進
- イ 都市間交流の促進

【施策7】海外の都市との交流、国際理解を深め、グローバルな視野をもつ市民を育てる。

(1) 国際交流事業

事業のねらい

グローバルな視野をもち、世界の人々と交流できる市民を育てるため、都市親善、異文化交流、国際理解を進める。

事業の主な内容

- ア 三木市国際交流協会と連携し、異文化交流、国際理解教育の推進
- イ 姉妹都市のバイセリア市やコロワ市との都市親善の推進

第2節 いきいき文化のまち

1 伝統や文化を守り育む

《伝統伝承・文化財保護》

政策6	三木の祭りをはじめとし歴史の中で育まれた伝統・伝承、文化を守り育むまちをつくる。
-----	--

【施策1】三木の祭り、伝統芸能、歴史を大切に継承する。

(1) 伝統伝承事業

事業のねらい

三木の心を未来に伝えるため、三木の祭りの振興、伝統芸能、伝統文化の保存、伝承を進める。

事業の主な内容

- ア 三木の祭り文化の振興、伝承
- イ 三木の歴史に対する市民意識の高揚
- ウ 鬼おどり、ヤホー神事など民俗文化の保存・伝承
- エ 文化財ボランティア（展示解説サポーターなど）の養成

【施策2】三木の歴史遺産、文化財を大切に保護し未来に伝える。

(1) 文化財保存事業

事業のねらい

三木の歴史を未来に伝えるため、三木の文化財等を守り伝える。

事業の主な内容

- ア 文化財を誇りに思い大切に育てる心の育成
- イ 埋蔵文化財等の発掘・調査
- ウ 文化財とふれあう機会の提供
- エ 三木城址・付城跡群の調査研究と保存整備

(2) 景勝等伝承事業

事業のねらい

三木のよさを未来に伝えるため、三木の歴史的建築物、景勝等を守り伝える。

事業の主な内容

- ア 三木の歴史的遺産、文化的景観、希少種などを市民に伝え、ふるさとを誇りに思う気持ちの高揚
- イ 伝統的民家（町家、茅葺農家）、歴史的建造物（御坂サイフォン）の保存、活用
- ウ 自然及び歴史的又は文化的景観などの保存

《文化・芸術》

政策7	誇りある地域づくりとともに市民相互の交流を活発にし、新たな文化を創造するまちをつくる。
-----	---

【施策3】まつりやさまざまな交流などにより、市民相互の交流を活発にする。

(1) 市民交流事業

事業のねらい

市民の皆様のまつり、各種イベントへの参加を促進し、仲間づくり、地域コミュニティの振興や新たな生活文化を創造する。

事業の主な内容

- ア 市民ふれあいまつりなど市民相互の交流の促進
- イ 市民の皆様の企画によるまつりの開催
- ウ まちづくりイベントへの協力
- エ 生活文化の創造活動の促進

【施策4】芸術・文化に親しむ市民が増えるよう環境を整える

(1) 芸術文化事業

事業のねらい

市民が芸術・文化にふれ親しむ機会を充実するため、芸術・文化団体の活動を活発にし、多様な芸術・文化活動を推進する。

事業の主な内容

- ア 文化・芸術活動、文化活動団体の支援
- イ 活動の場や発表の機会の充実
- ウ 市民の企画による文化イベントの開催
- エ 文化施設（文化会館・堀光美術館）を活用した芸術・文化鑑賞機会の充実
- オ 「人形の館」整備計画の検討
- カ 文化振興ビジョン・計画の策定

【施策5】「食」の大切さを市民に啓発し、食育を推進する。

(1) 食育事業

事業のねらい

「食」の大切さを市民に啓発するため、「食育」を推進する。

事業の主な内容

- ア 豊かな食育の推進
- イ 子どもたちへの「食」の大切さの教育の実施
- ウ 地元産品の消費拡大
- エ 学校給食への地元食材の供給

2 生涯にわたる教育を充実する

《学校教育》

政策8	次代を担う子どもたちの豊かな心を培い、生きる力を育むまちをつくる。
-----	-----------------------------------

【施策6】生きる力を育み心豊かな人間性を育成するよう教育内容を充実する。

(1) 学校基本事業

事業のねらい

生きる力を育むため、基礎・基本の確実な定着と豊かな人間性の育成を進める。

事業の主な内容

- ア 活力あふれる学校園づくり
- イ 児童生徒の内面理解に基づく生徒指導の充実
- ウ 基礎・基本の確実な定着と個を伸ばす学習指導の充実
- エ 豊かな人間性を育む読書活動の推進
- オ 豊かな感性を培う幼稚園教育の充実
- カ 自己実現をめざしたキャリア教育の充実

(2) 学校人権事業

事業のねらい

心豊かな人間性を育成するため、自他の大切さを認め、人権を尊重する「共に生きる」心を育む。

事業の主な内容

- ア 自己実現と共生をめざす人権教育の推進
- イ よりよく生きる力を引き出す道徳教育の充実
- ウ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
- エ 望ましい集団生活を通して社会的自立を促す特別活動の充実
- オ 異なる文化を理解し互いに尊重し合う国際理解教育の充実
- カ ユニバーサル社会をめざす福祉教育の推進

(3) 学校保健・文化事業

事業のねらい

心と体の育成を進めるため、人、自然、芸術文化、ふるさとなどにふれる機会や保健を充実する。

事業の主な内容

- ア ふるさとを学び、ふるさとを想う心の育成
- イ 自ら学ぶ力を育てる「総合的な学習の時間」の充実
- ウ 自然に対する豊かな感性や命を尊ぶ心を育む環境教育の推進
- エ 豊かな自己実現を図る文化・芸術活動の推進
- オ 生涯の健康の基礎を培うため、学校保健の充実
- カ 中学校、幼稚園の学校給食の実施など、学校給食の充実

【施策7】学校安全・教職員の育成など、信頼される教育環境を整える。

(1) 教職員研修事業

事業のねらい

信頼される学校園づくりのため、教職員の資質と実践的指導力の向上を進める。

事業の主な内容

- ア 教育の専門家としての確かな力量の向上

(2) 学校評価事業

事業のねらい

信頼される学校園づくりのため、外部評価を導入する。

事業の主な内容

ア 教育活動の充実を目指し学校評価システムの構築と活用

イ 学校評議員制度や外部評価、地域人材の活用など外部活力の積極的な導入

(3) 学校安全事業

事業のねらい

信頼される学校園づくりのため、学校安全を高める。

事業の主な内容

ア 安全・安心な学校園づくり（大規模改修・耐震補強など）

イ 実践的な態度や能力を育てる防災訓練や防災教育の推進

ウ 不審者等への対応能力を高める防犯訓練の実施など、安全教育の推進

エ 「子ども安全・安心の日」の取組の充実による安全の確保と施設・設備の整備

オ スクールバスなど、通学対策の検討

カ 子どもの安全・安心に関する情報の共有

【施策8】いじめ・不登校・特別支援教育などにかかる、子どもの相談体制の充実を進める。

(1) 教育相談事業

事業のねらい

子どもを支え励まし育てるため、いじめ・不登校対策、就学指導など、教育相談、指導体制を充実する。

事業の主な内容

ア 教育相談の充実

イ 不登校児童生徒への学習支援

【施策9】学校・地域・家庭との連携を進め、子どもを育てる。

(1) 学校地域連携事業

事業のねらい

子どもを連携して育てるため、地域活動、グループ活動への参加を進める。

事業の主な内容

ア 子ども会活動、グループ活動の推進

イ ボランティア体験機会の拡充

ウ ボランティアリーダーの養成

エ ボランティア情報の提供

(2) 学校教育機関連携事業

事業のねらい

子どもを連携して育てるため、大学等高等教育機関との連携・協力を図る。

事業の主な内容

ア 関西国際大学、国立大学法人兵庫教育大学との連携・協力

《社会教育・家庭教育・地域教育》

政策 9	誰もが生涯にわたり学習ができるまちをつくる。
------	------------------------

【施策 10】学びたいと思ったときに学べる環境を整える。

(1) 生涯学習推進事業

事業のねらい

学びたいと思ったときに学べるようにするため、ライフステージに対応した生涯学習推進体制を充実する。

事業の主な内容

- ア 公民館等を学習拠点とした地域住民の学習ニーズに対応する学習機会の充実
- イ 地域住民の自主的な学習活動の支援と学習成果を発表する機会の充実
- ウ コビキタス社会に向けたICT（情報通信技術）の活用と情報モラル・セキュリティ教育の推進
- エ 地域や高齢者にかかる課題など今日的課題に対応するための成人学習の推進
- オ 身体障害者社会学級の充実、世代間の交流の推進

(2) 生涯学習指導者育成事業

事業のねらい

学びたいと思ったときに学べるようにするため、生涯学習を支える指導者の育成と活用を進める。

事業の主な内容

- ア 乳幼児教育学級・家庭教育学級による子育て学習の充実と仲間づくり
- イ 地域の人材の活用、社会教育指導者の育成など、生涯学習を支える指導者の育成と活用
- ウ 高齢者大学、高齢者大学院の充実

(3) 生涯学習環境形成事業

事業のねらい

学びたいと思ったときに学べるようにするため、生涯学習施設の利便性を向上する。

事業の主な内容

- ア だれでもどこでも気軽に利用できる図書館の整備、充実
- イ 図書館ボランティア等市民参加による読書活動の支援
- ウ 家庭・地域・学校が連携した「子ども読書活動推進計画」の実施

エ 赤ちゃんと絵本のふれあい事業「ブックスタート」の充実

【施策11】家庭の教育力を高め、家庭が協力して子どもの教育を行なう社会環境を整える。

(1) 家庭教育事業

事業のねらい

家庭の教育力を高めるため、家族のあたたかいふれあいをとおして、生き方の基礎を育む取組を進める。

事業の主な内容

- ア 公民館や他の機関と連携した家庭教育の振興
- イ 「三木市家庭教育年の3年」の振興プログラムの実施
- ウ 学校・家庭・地域が一体となって健全育成を図るPTCA活動支援事業の推進

【施策12】地域の教育力を高め、青少年の育成環境を整え地域で見守り育てる社会環境を整える。

(1) 青少年健全育成事業

事業のねらい

子どもの成長を地域で支えるため、青少年をあたたかく見守る地域づくりを進める。

事業の主な内容

- ア 「人の目の垣根隊」「子ども110番連絡所」など家庭・地域や関連機関と連携した安全対策の充実
- イ 青少年への理解、関心を高める情報の提供、青少年活動の支援
- ウ 子どもの多彩な体験活動や地域住民との交流活動の実施
- エ 犯罪被害の防止、青少年補導活動の充実
- オ 青少年を取り巻く環境の整備の推進

(2) 地域教育機関連携事業

事業のねらい

地域の教育力を高めるため、地域と高等学校や大学等高等教育機関との連携を支援する。

事業の主な内容

- ア 地域と高等学校との連携づくり
- イ 地域と関西国際大学の連携づくり
- ウ 高校・大学に市や地域の情報を発信
- エ 関西国際大学の現代GP事業への協力

《スポーツ・レクリエーション》

政策10	健康な生涯をおくるために人々がお互いに影響し合えるスポーツやレクリエーションなどに気軽に参加できるまちをつくる。
------	--

【施策13】市民のスポーツやレクリエーション活動を支援する。

(1) スポーツ等振興事業

事業のねらい

市民の生涯にわたるスポーツ活動を充実するため、生涯スポーツ・レクリエーション活動を支援する。

事業の主な内容

- ア 各種スポーツ団体、生涯スポーツクラブの育成
- イ ニュースポーツの普及機会の充実
- ウ スポーツ指導者、レクリエーションリーダーの養成
- エ 優秀選手支援、競技選手の育成
- オ 学校施設の開放、スポーツ施設の充実
- カ スポーツ大会・レクリエーション機会の充実

第3節 うるおい景観のまち

1 美しい景観を育む

《自然環境》

政策11	ホタルやメダカが棲み自然環境が豊かな、ほっと憩えるふるさとのまちをつくる。
------	---------------------------------------

【施策1】美しい自然環境を未来に継承するため、里山、河川などの自然環境を守る。

(1) 自然環境保全事業

事業のねらい

美しい自然環境を未来に継承するため、市民意識を啓発し、自然環境の保全と回復を進める。

事業の主な内容

- ア 自然環境を保全する市民意識の啓発
- イ ビオトープ空間を活用した自然とのふれあい活動の促進
- ウ 環境教育の実施

《生活環境・景観形成》

政策12	ゴミのポイ捨てのない、美しい景観に包まれた豊かな生活環境のまちをつくる。
------	--------------------------------------

【施策2】うるおいのある生活環境をつくるため、美しい生活環境づくりを進める。

(1) 生活環境保全事業

事業のねらい

清潔な生活環境を確保するため、ゴミのポイ捨て禁止、環境監視や環境美化を進める。

事業の主な内容

- ア ゴミのポイ捨て禁止条例の制定、普及啓発
- イ ごみ・廃棄物等の不法投棄の監視体制の強化
- ウ 環境監視体制の強化
- エ 環境美化活動の推進
- オ ゴルフ場の農薬、肥料の適正使用の指導

【施策3】農村、ゴルフ場、市街地、ニュータウンなど地域の特徴ある景観を守る。

(1) 景観形成事業

事業のねらい

ゆったりとした三木景色をつくるため、都市、田園、自然景観などを守り育てる。

事業の主な内容

- ア 都市景観に対する市民の意識啓発
- イ 開発指導要綱に基づき秩序ある開発指導
- ウ 屋外広告物条例による指導

《公園・緑化》

政策 1 3	花と緑にあふれた豊かな環境のまちをつくる。
--------	-----------------------

【施策 4】市民が安心して憩いやすらぐことのできる親しみやすい水辺空間、公園や広場を整備する。

(1) 公園まちづくり事業

事業のねらい

市民が安心して憩いやすらげるようにするため、総合公園や身近な街区公園等、都市公園をつくり活かすしくみをつくる。

事業の主な内容

ア 総合公園の整備、改修

イ 街区公園の整備、改修

ウ 指定管理者制度や市民協働による公園管理体制づくり

【施策 5】花のある美しい街並みづくりや里山の緑の保全、緑化を進め美しい環境を守る。

(1) 緑地保全事業

事業のねらい

貴重な緑を後世に引き継ぐため、緑地等の保全を進める。

事業の主な内容

ア 県緑条例による指導協議

(2) 花のあるまちづくり事業

事業のねらい

花に包まれた美しいまちをつくるため、沿道や公共施設の緑化、花のあるまちづくりを進める。

事業の主な内容

ア 市民主体の花のあるまちづくり、緑化活動の支援

イ 桜など地域らしさを活かした花木によるまちなみの創造

ウ 公共施設の緑化

エ 桜堤をつくり、育てるしくみづくり

2 まちの機能をも高める

《土地利用・定住の促進》

政策 1 4	地域の特性を活かしまちの魅力をも高め、快適で活力あるまちをつくる。
--------	-----------------------------------

【施策 6】土地利用計画の適正な運用のもとで、住みよい居住環境の形成と調和のとれた土地の整備・開発・保全を進める。

(1) 土地利用計画推進事業

事業のねらい

調和のとれたまちの発展を促すため、都市計画や農業振興地域整備計画などにより整備・開発・保全を進める。

事業の主な内容

ア 土地利用計画の総合調整

イ 都市計画マスタープランの策定

ウ 農業振興地域整備計画の推進

エ 市役所周辺をシビックゾーンとして、市のシンボルと市民ふれあいの場づくりの検討

【施策7】 まちの魅力を高めたり情報発信で、若者の定住やIターンを促進する。

(1) 定住促進事業

事業のねらい

まちの活力、にぎわいを維持するため、若者などの定住、Iターンなどを促進する。

事業の主な内容

ア 定住促進についての調査・研究、施策の推進の総合調整

イ 新婚世帯家賃補助制度などにより若者の流出防止

ウ 農家定住の促進

エ 空家バンクなど、空家対策の研究

《市街地整備》

政策15	中心市街地がにぎわい、活気のあるまちをつくる。
------	-------------------------

【施策8】 都市再生計画により中心市街地のにぎわいづくりを進める。

(1) 都市再生事業

事業のねらい

中心市街地のにぎわいをつくるため、都市再生事業を進める。

事業の主な内容

ア 都市再生事業の推進

イ 観光交流拠点の整備、湯の山街道のにぎわいづくり

【施策9】 市街地の美しい街並みやうるおいのある住環境をつくる。

(1) 市街地整備事業

事業のねらい

うるおいのある良好な生活環境を形成するため、土地区画整理などを進める。

事業の主な内容

ア 市民によるまちづくりを啓発し、まちづくり協議会等の支援

イ 平田地区など、土地区画整理事業の推進

(2) 快適住環境形成事業

事業のねらい

快適な住環境を提供するため、公営住宅等の整備や空家・空地の適正管理対策を進める。

事業の主な内容

- ア 住みよい市営住宅等の提供
- イ 住まいに関する情報の提供、相談窓口の開催
- ウ 空家・空地の適正管理の指導

《道路交通網》

政策 1 6	道路交通網が整い、安全で快適に移動できるまちをつくる。
--------	-----------------------------

【施策 1 0】 市民が安全・快適・便利に移動できるよう道路空間を整える。

(1) 幹線道路ネットワーク形成事業

事業のねらい

安全で快適に移動できるようにするため、道路ネットワークをつくる。

事業の主な内容

- ア 道路整備 5 か年計画の推進
- イ 街路の整備
- ウ 道路、橋梁の整備
- エ 道路の維持補修

(2) 道路環境形成事業

事業のねらい

生活空間の安全を高めるため、生活道路の整備、歩道の設置、バリアフリー化を進める。

事業の主な内容

- ア 生活道路の整備
- イ 私道の公道化の推進
- ウ 高齢化社会に対応した段差のない歩道づくりの推進
- エ 緊急車両が入込めない狭隘市道の整備

《公共交通》

政策 1 7	公共交通機関の利便性の向上を図り、安心して移動できるまちをつくる。
--------	-----------------------------------

【施策 1 1】 鉄道・バスなどが利用しやすい公共交通網を整える。

(1) 交通企画事業

事業のねらい

安全に快適に移動するため、地域の公共交通ネットワークづくりを進める。

事業の主な内容

- ア 自家用車に頼らない移動手段の確保

- イ 公共交通活性化に関する調査研究
- ウ 交通結節点機能の強化（ハブ機能）
- エ 人口減少高齢社会での公共交通のあり方の研究
- オ 三木鉄道の代替交通手段の確保

(2) 地域交通対策事業

事業のねらい

市民生活の移動手段を確保するため、公共交通機関の利用を促進し、地域公共交通の活性化を図る。

事業の主な内容

- ア 公共交通機関の利用促進
- イ 地方バス路線の維持
- ウ コミュニティバスの充実
- エ 都市間交通の維持（神戸電鉄）
- オ 高速バス、快速バスの充実

3 地球環境を大切にす

《地球温暖化防止・資源循環》

政策 18	環境への負荷が少ない自然にやさしいまちをつくる。
-------	--------------------------

【施策 12】エネルギー対策や環境保全活動を推進し、地球にやさしい環境対策を進める。

(1) エネルギー・環境対策事業

事業のねらい

地球温暖化の防止や環境への負荷を減らすため、環境負荷の少ないエネルギー利用を推進する。

事業の主な内容

- ア 環境保全活動、環境活動団体への支援
- イ 新エネルギー、省エネルギー設備の普及促進
- ウ 公共施設の省エネルギー化の推進
- エ 各種行事、事業でのエコ対策、省エネルギー対策等の実施

【施策 13】ごみ・廃棄物のリサイクルなどによる発生抑制など、資源循環を進める。

(1) ごみ・し尿処理事業

事業のねらい

環境衛生を高めるため、ごみ・し尿など廃棄物等の適正な処理を進めるとともに、ごみの減量化を進める。

事業の主な内容

- ア 減量化の計画策定、推進体制の確立

- イ 廃棄物減量化の促進、意識啓発
- ウ ごみの適正化、収集運搬及び処理施設の維持管理
- エ 衛生的なし尿処理の推進

(2) 資源回収事業

事業のねらい

限りある資源を有効に活用するため、廃棄物を資源として回収することを進める。

事業の主な内容

- ア 古紙の回収など、資源回収の体制づくりの推進
- イ 分別回収などによる廃棄物資源化の推進

《上水道・下水道》

政策 19	水資源を有効に活用するまちをつくる。
-------	--------------------

【施策 14】安全でおいしい水を安定して市民に供給する。

(1) 上水道事業

事業のねらい

暮らしの基盤をまもるため、市民生活に不可欠な良質で安全な水の安定供給と、水道事業の効率的な経営を進める。

事業の主な内容

- ア 安全、安心な給水の確保
- イ 老朽施設の更新と主要施設の耐震化
- ウ 健全経営の維持

【施策 15】公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽により生活排水処理計画を推進し、生活環境の改善と河川の水質を保全する。

(1) 下水道事業

事業のねらい

快適な暮らしと水循環のしくみを支えるため、良好な下水道環境を形成する。

事業の主な内容

- ア 公共下水道の普及、拡大
- イ 公共下水道、農業集落排水の水洗化率の向上
- ウ 合併浄化槽の普及
- エ 公共下水道整備計画の見直し(費用対効果)
- オ 公共下水道施設、農業集落排水施設等の適正管理

第4節 にぎわい交流のまち

1 元気な産業をつくる

《金物産業・工業・商業》

政策20	特産の「三木金物」をはじめ商工業を振興し、経済の活力があふれるまちをつくる。
------	--

【施策1】担い手を育成し、伝統技術を継承して金物のまち三木を、全国にそして世界へ情報発信する。

(1) 金物振興事業

事業のねらい

金物産業を振興し伝統の技を全国に発信するため、業務系、個人ユーザー重視の販売促進や、新商品、新市場の創出を支援する。

事業の主な内容

- ア 開発力の向上
- イ 販路の拡大
- ウ 金物の魅力の周知
- エ 伝統的な技術や文化の継承
- オ かじや匠の里構想の研究

【施策2】既存の企業や中小企業を育成し、工業を活性化させる。

(1) 工業振興事業

事業のねらい

既存産業の高度化や新分野への事業展開、三木の産業の認知度を高めるなどにより地域産業を振興し、まちの活力を高めるため、企業の意欲ある取り組みの促進を図る。

事業の主な内容

- ア 新商品・新技術開発や人材育成などへの支援
- イ 産学官間、企業間、地域間、異分野間の交流連携の支援
- ウ 三木ブランドの商品等の販路開拓の支援
- エ コミュニティビジネスを含む新事業、起業家を育てるシステムの構築

【施策3】地域に密着した商店街づくりや空き店舗対策などを進め、商業を活性化させる。

(1) 商業振興事業

事業のねらい

商業を振興し市民生活を便利にするため、地域に密着した商店街づくりを進める。

事業の主な内容

- ア 街なかイベントなど、商店街やNPOが主体となったにぎわいづくりへの支援

- イ 空き店舗対策の実施
- ウ 商業後継者対策、人材育成の支援
- エ 街なかギャラリー等、芸術・文化活動の支援の検討

《企業誘致》

政策 2 1	新しい産業や起業家の進出を支援し、市民の皆様の働く場が充実するまちをつくる。
--------	--

【施策 4】新規産業の立地を促進し、働くことのできる場を確保し、いきいきと働く人を増やす。

(1) 企業誘致事業

事業のねらい

いきいきと働く人を増やすため、企業誘致を進めるとともに企業転出を防止し、安心して働ける雇用の場を確保する。

事業の主な内容

- ア 企業の新規立地の促進
- イ 産業立地関連情報の発信・整備
- ウ 企業転出防止のための関係機関の連携
- エ ひょうご情報公園都市の新たな造成と企業誘致の推進

(2) 就労促進事業

事業のねらい

勤労者の生活の質を高めるため、勤労意欲のある人の就業を促進する。

事業の主な内容

- ア 技術、能力の向上による就業の促進
- イ 就業の安定化の推進
- ウ 生活を安定させ余暇の充実
- エ 中高年者や障害者の雇用促進
- オ パートタイム労働、派遣労働、在宅勤務等の多様な働き方への支援

《農業》

政策 2 2	集落営農を進め、食べていける農業のまちをつくる。
--------	--------------------------

【施策 5】担い手の育成や地産地消を進め、食べていける農業を確立する。

(1) 農業振興事業

事業のねらい

食べていける農業のしくみをつくるため、意欲ある担い手の確保と生産力の向上を支援する。

事業の主な内容

- ア 農地の流動化の促進
- イ 農地の効率性の向上
- ウ 営農組合、認定農業者の育成

(2) 農業基盤整備事業

事業のねらい

食べていける農業を支えるため、快適な生活環境や生産基盤を整える。

事業の主な内容

ア 農地・水・環境保全向上対策の推進

イ 老朽ため池の整備

ウ 農道機能の強化

エ かんがい排水、水源の確保

オ 有害外来生物の駆除

(3) 特産振興事業

事業のねらい

食べていける農業を進めるため、山田錦の生産対策をはじめ、農作物、農業加工品など、特産品づくりや地産地消などを進める。

事業の主な内容

ア 品質、出荷量ともに日本一の山田錦の生産対策の推進

イ スローフード、安心な食生活をめざす地産地消の推進

ウ ぶどう狩り、イチゴ狩り、黒豆収穫体験など農業体験機会の提供

エ 畜産の振興

2 魅力ある観光づくりを進める

《交流・観光》

政策23	三木の風土に育まれた景色、魅力ある資源を活かして観光を振興しにぎわいのあるまちをつくる。
------	--

【施策6】三木の情報発信を進め、産業、文化など、さまざまな分野の交流人口を増やす。

(1) ツーリズム振興事業

事業のねらい

交流人口を増やしにぎわいをつくるため、コンベンション、産業などのツーリズムのしくみをつくる。

事業の主な内容

ア 全国大会、スポーツ大会等、コンベンション誘致の検討

イ 金物まつりの振興、金物文化を活かした産業ツーリズムの推進

ウ グリーン・エコツーリズムの普及、山田錦まつりの振興、農業文化を活かした農業ツーリズムの推進

【施策7】地域の資源の魅力を高め情報発信を進め観光でにぎわうまちをつくる。

(1) 観光振興事業

事業のねらい

観光客の誘致を進めるため、もてなしの心の醸成、三木のイメージづくり、観光の情報を提供する。

事業の主な内容

- ア 市民のおもてなしの心の醸成、市民ボランティアの育成
- イ 三木の魅力の情報発信
- ウ 女性、団塊の世代の観光客誘致
- エ 観光協会の支援

(2) 観光地整備事業

事業のねらい

観光によるにぎわいをつくるために、地域の観光資源を活かした観光地づくりを進める。

事業の主な内容

- ア まつり、ゴルフ、歴史、景観、生活など、地域資源を活かした観光ルート・観光地づくり
- イ 観光拠点、まちなか観光の環境の充実
- ウ 歩道、サイクリングロード、案内板、サイン、駐車場、トイレなど観光環境の整備
- エ 道の駅、金物資料館、温泉交流館・山田錦の館などの充実
- オ ホースランドパーク、グリーンピア三木との連携

《ブランド創造》

政策 2 4	新しいブランドづくりを進め、活気のあるまちをつくる。
--------	----------------------------

【施策 8】三木を全国に情報発信し新しいまちの活力を生むために、新しい地域ブランドづくりを進める。

(1) 地域ブランドづくり事業

事業のねらい

地域の資源、観光資源をいかして、新しい地域ブランドをつくり、まちの新しい活力づくりを進める。

事業の主な内容

- ア 地域資源を生かした地域ブランドづくり
- イ 農作物、農業加工品など、新しい農業ブランドづくり
- ウ 地域固有の資源の再評価による新たな観光ブランド、魅力づくり

3 情報の基盤を整える

《情報基盤の整備》

政策 2 5	さまざまな情報の基盤が整い、市民の皆様が情報を活用できるまちをつくる。
--------	-------------------------------------

【施策9】インターネットやFM放送などの情報通信がどこでも利用できる環境を整える。

(1) 情報基盤整備事業

事業のねらい

ユビキタス社会の実現を図るため、情報基盤を整える。

事業の主な内容

ア FMみっきいの放送エリア拡大

イ 地上デジタル放送難視聴対策の支援

ウ ブロードバンド環境の充実についての検討

エ ユビキタス社会づくり

オ 地域の情報を集約・整理し、必要とする人に提供するしくみづくり

第5節 やすらぎ安心のまち

1 健康医療を充実する

《健康づくり》

政策26	市民自らが行う健康づくりを支援し、生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる。
------	---------------------------------------

【施策1】市民が生涯にわたりいきいきと暮らせるよう、健康づくりを支援する。

(1) 健康増進事業

事業のねらい

市民がすこやかに暮らせるため、市民の心と体の健康づくりを支援する。

事業の主な内容

- ア 市民の健康意識を高め健康寿命の延伸の支援
- イ 健康づくり、健康増進事業の充実
- ウ 地域保健福祉計画の推進
- エ 認知症予防の推進

(2) 健診相談事業

事業のねらい

市民がすこやかに暮らせるため、健診体制、健康相談を充実し、疾病、生活習慣病の予防を進める。

事業の主な内容

- ア 健康診査、健康相談教育及び指導の充実
- イ 母子保健事業の充実
- ウ 感染症予防の充実（予防接種、結核予防、環境衛生）
- エ 生活習慣の改善指導など、成人・高齢者事業の推進

《地域医療・市民病院》

政策27	高度で良質な地域医療サービスを受けることができるまちをつくる。
------	---------------------------------

【施策2】市民がいつでも身近で医療サービスを受けられる体制を整える。

(1) 地域医療事業

事業のねらい

市民が安心して暮らせるため、地域の医療体制を充実する。

事業の主な内容

- ア 産婦人科医院の整備
- イ 医療関係情報の提供
- ウ 小児休日夜間救急診療体制の整備

(2) 医療保険事業

事業のねらい

市民が安心して暮らしていけるため、医療保険制度の健全化と充実を図る。

事業の主な内容

- ア 国民健康保険事業の健全化
- イ 福祉医療制度の充実
- ウ 老人保健事業（後期高齢者医療事業）の健全化

【施策3】地域の中核的な医療機関として診療体制や設備を整備する。

(1) 市民病院事業

事業のねらい

市民が安心して暮らしていけるため、地域の中核病院として市民に信頼と安心の医療を提供する病院運営を進める。

事業の主な内容

- ア 市民病院と地域医療機関の連携強化
- イ 患者指向、市民指向のサービス提供
- ウ 医療設備、医療技術、医療サービスの向上
- エ 医師、看護師の確保、事業収入の確保などによる経営の健全化
- オ 新市民病院の建設推進

2 福祉を充実する

《地域福祉》

政策28	すべての市民の自立と社会参加を進め、だれにとっても暮らしやすい助け合いのまちをつくる。
------	---

【施策4】市民が住みなれた地域でお互いが助け合って安心して生活できる地域社会をつくる。

(1) 地域福祉事業

事業のねらい

地域で安心して暮らせるため、市民が地域でともに支えあう福祉を進める。

事業の主な内容

- ア 地域の福祉コミュニティ、福祉活動の支援
- イ 社会福祉協議会の充実
- ウ おせっかい（声かけ）運動の展開
- エ 国民年金制度の啓発、相談

(2) ユニバーサル事業

事業のねらい

地域で安心して暮らせるため、ユニバーサルデザインを推進し、バリアフリーの環境を整える。

事業の主な内容

- ア ユニバーサルデザインに関する指導、助言、支援
- イ 道路、公園等公共空間のバリアフリー化の促進

- ウ 交通バリアフリーの推進
- エ 建築物のバリアフリー化の推進

(3) 生活支援等事業

事業のねらい

地域で安心して暮らせるため、生活困窮者の支援を行なう。

事業の主な内容

- ア 生活保護受給者自立への助言、指導、生活費の支給
- イ 生活困窮者に対する相談体制の充実
- ウ 生活弱者の権利を守る成年後見制度の啓発

《高齢者福祉・障害福祉》

政策 2 9	高齢者や障害のある人をはじめ、すべての市民が元気に暮らせるまちをつくる。
--------	--------------------------------------

【施策 5】 高齢者の自立した生活を支援し、介護サービスの提供を進める。

(1) 高齢者福祉事業

事業のねらい

高齢者の自立した生活を支援するため、高齢者福祉サービスの適切な提供を進める。

事業の主な内容

- ア 生活支援サービスの提供
- イ 一人暮らし高齢者サービスの充実
- ウ グループホームなど、高齢者施設の充実
- エ 高齢者施設サービスの提供

(2) 介護予防事業

事業のねらい

高齢者が自立した暮らしをおくるため、介護予防を促進する。

事業の主な内容

- ア 介護予防の普及啓発
- イ 介護予防サービスの確立
- ウ 地域包括支援センターの充実
- エ 地域との協働、連携の推進

(3) 介護保険事業

事業のねらい

高齢者が自立した暮らしを送るため、介護を必要とする高齢者の生活を支援する介護サービスを充実する。

事業の主な内容

- ア 介護認定の公平性の確保
- イ 介護サービスの質的向上

- ウ 介護サービス情報の提供と相談体制の充実
- エ 介護サービス供給体制の整備
- オ 介護保険施設等の整備

(4) 高齢者生きがいづくり事業

事業のねらい

高齢者が安心して生きがいをもって暮らすため、生きがいに満ち健康で暮らせる地域づくりを進める。

事業の主な内容

- ア 生きがいと健康づくり対策の充実
- イ シルバー人材センターへの支援
- ウ 高齢者や障害者の雇用促進
- エ 高齢者の知識や技術を次世代へ継承する登録制度の創設及びその活用

(5) 社会参加促進事業

事業のねらい

高齢者が安心して生きがいをもって暮らすため、社会参加への環境づくりを進める。

事業の主な内容

- ア 福祉ボランティア活動の支援
- イ 高齢者関係団体との連携
- ウ 地域福祉を支える関係団体への支援
- エ ふれあいサロンなど、交流する「場」の提供

【施策6】 障害者の自立した生活を支援し、福祉サービスの提供を進める。

(1) 障害福祉事業

事業のねらい

障害者の自立した生活を支援するため、障害者が安心して暮らせるようサービスの提供を進める。

事業の主な内容

- ア 障害者福祉の充実
- イ 障害者の社会参加の支援
- ウ グループホームなど、障害者施設の充実
- エ 障害者福祉施設サービスの提供
- オ 三障害施設の整備
- カ 障害者やその家族を支えるマンパワーの育成
- キ 療育が必要な子どもに対する支援

《子育て支援》

政策30	安心して子どもを産み育てられるまちをつくる。
------	------------------------

【施策7】子どもを安心して生み育てられる地域社会づくりを進める。

(1) 子育て啓発事業

事業のねらい

子どもを安心して生み育てられるようにするため、若い世代の正しい子育て意識の醸成、男性の家事、子育てへの参加を促進する。

事業の主な内容

- ア 将来親となる若い世代に子育てについての学習、体験する機会の提供、健全な父性・母性の育成
- イ 子育て経験者による支援体制づくり
- ウ 家事・育児への男性参画の促進
- エ 育児休業制度の普及促進

(2) 地域子育て支援事業

事業のねらい

子どもを安心して生み育てられるようにするため、地域での子育て支援を充実する。

事業の主な内容

- ア 子育て支援センターの利用促進
- イ 地域の子育て活動グループの支援、リーダーの育成
- ウ ファミリーサポートセンター事業の充実
- エ 子育てキャラバンの参加促進

(3) 親子健康づくり事業

事業のねらい

親子の健康の質を上げていくため、健康状態を把握し、疾病の予防・早期発見・早期治療や保健指導などを進める。

事業の主な内容

- ア 乳幼児健康診査の充実
- イ 母子保健教育、相談及び指導の充実
- ウ 不妊治療の相談及び支援

(4) 児童虐待防止事業

事業のねらい

子どもの権利と安全を守るため、児童虐待の早期発見と被害防止を進める。

事業の主な内容

- ア 児童虐待防止に向けた相談体制の充実
- イ 児童虐待予防事業の充実

(5) 子育て助成事業

事業のねらい

子どもを安心して生み育てられるようにするため、子育ての経済的負担を軽減

する。

事業の主な内容

- ア 保育料の支援
- イ 児童のいる家庭への経済的支援の充実
- ウ 医療費の支援
- エ 就学援助等教育費の支援

【施策 8】多彩な保育ニーズへの対応、放課後対策、子どもの遊び場づくりなど子育て環境を整える。

(1) 保育事業

事業のねらい

子育てしやすいまちづくりを進めるため、多彩な保育ニーズへの対応を進める。

事業の主な内容

- ア 複合拠点施設（認定こども園）の整備
- イ 乳幼児保育サービスの充実
- ウ 保育環境の整備
- エ 病後児保育、病院等とのネットワークの充実
- オ 園児に対する教育の充実

(2) 児童育成事業

事業のねらい

子育てしやすいまちづくりを進めるため、子どもや子育てにやさしい環境を整える。

事業の主な内容

- ア 児童センター、児童館での児童の健全育成の充実
- イ 放課後児童対策の充実

3 暮らしの安全を高める

《危機管理・防災・消防》

政策 3 1	あらゆる危機から市民の皆様を守り、災害に強い安全性の高いまちをつくる。
--------	-------------------------------------

【施策 9】国民保護計画を推進し、自主防災活動、行政の危機管理能力を高める。

(1) 国民保護事業

事業のねらい

あらゆる危機から市民を守るため、国民保護計画を推進する。

事業の主な内容

- ア 国民保護計画の推進
- イ 総合防災訓練の実施
- ウ 災害時要援護者登録制度の推進

(2) 防災啓発事業

事業のねらい

市民の大切な生命と財産を守るため、防災情報を共有し、自主防災活動を推進する。

事業の主な内容

- ア 市民参画の防災計画づくり
- イ 防災意識の普及
- ウ 浸水、防災、要援護者マップづくり
- エ 自主防災組織の育成、ネットワーク化

(3) 危機管理事業

事業のねらい

市民の大切な生命と財産を守るため、情報収集能力を高め、行政の危機管理能力を強化する。

事業の主な内容

- ア 防災無線の整備
- イ 行政の初動体制を充実し、あらゆる危機に適切、迅速な対応の推進
- ウ 迅速で安全な避難誘導の支援

【施策10】防災意識を高めるとともに、自然災害に強い都市基盤を整える。

(1) 都市災害防止事業

事業のねらい

市民の大切な生命と財産を守るため、建物の耐震化、不燃化を啓発する。

事業の主な内容

- ア 避難所などの耐震化の推進
- イ 住宅再建共済制度の普及啓発
- ウ 住まいの簡易耐震診断の推進

(2) 自然災害防止事業

事業のねらい

風水害に強いまちになるため、河川、危険箇所などの防災対策を進める。

事業の主な内容

- ア 河川改修（美嚙川）の推進
- イ 水防資機材の整備
- ウ 急傾斜地崩壊対策
- エ 治山事業の実施
- オ 地すべり対策

(3) 土木農林災害復旧事業

事業のねらい

災害発生時の市民生活への影響を極力抑えるため、災害復旧を迅速に進める。

事業の主な内容

- ア ライフラインなど市民の生活基盤の速やかな復旧
- イ 公共土木災害復旧
- ウ 農林施設災害復旧

【施策 1 1】防火意識を啓発し、消防力を強化し市民の生命と財産を守る。

(1) 火災予防事業

事業のねらい

市民の大切な生命と財産を守るため、防火意識を高め、市民の主体的な火災予防活動を支援する。

事業の主な内容

- ア 防火意識の高揚と知識の普及
- イ 火災予防の推進と人命危険の排除
- ウ 住宅防火対策と放火火災防止対策の推進
- エ 防火クラブの育成指導
- オ 企業の防火管理体制の指導と啓発

(2) 消防力整備事業

事業のねらい

市民の大切な生命と財産を守るため、災害発生、被害の拡大を防ぐため消防力を高度化する。

事業の主な内容

- ア 消防防災拠点の整備
- イ 消防施設の整備・機器の高度化と効率化
- ウ 消防水利の整備拡充
- エ 消防団組織の見直しと活性化
- オ 消防の広域化の検討

《救急救助・交通安全・防犯・消費生活・斎場》

政策 3 2	市民の皆様が暮らしにやすらぎを感じ、安心して日常生活を営めるまちをつくる。
--------	---------------------------------------

【施策 1 2】心肺蘇生法の普及や迅速な救急対応により市民の生命を守る。

(1) 救急救助事業

事業のねらい

市民の大切な生命を守るため、A E Dの設置、心肺蘇生法の普及、迅速な救急対応による「救命の連鎖」を確立する。

事業の主な内容

- ア 公共施設等へのA E Dの普及
- イ 医療機関との連携強化
- ウ 心肺蘇生法訓練人形、A E Dトレーナー等の機材の充実

エ A E Dを取り入れた心肺蘇生法の普及

【施策13】交通安全意識の向上と交通安全施設の整備を進め、交通事故の少ないまちをつくる。

(1) 交通安全対策事業

事業のねらい

交通事故の少ないまちをつくるため、交通安全意識の向上と交通安全施設の整備と適正な管理を進める。

事業の主な内容

ア 交通安全意識の啓発

イ 交通安全環境の整備

ウ 通園、通学路の安全確保

【施策14】警察との連携を強化し、地域の防犯活動を支援し犯罪の少ない社会をつくる。

(1) 防犯対策事業

事業のねらい

犯罪の少ない社会をつくるため、警察との連携を強化し、地域の防犯活動を支援する。

事業の主な内容

ア 防犯意識の普及

イ 犯罪を誘発する環境の改善

【施策15】正しい消費知識を普及し、合わせて消費者の保護を進め消費者被害を予防する。

(1) 消費生活啓発事業

事業のねらい

市民の消費者被害を防ぐため、正しい消費知識の情報提供と啓発を進め市民の消費生活を守る。

事業の主な内容

ア 消費者の苦情相談受付・処理及び保護

イ 循環型社会に配慮した消費活動の推進、消費者団体の育成・強化

ウ 秤・量目の定期的な検査

【施策16】斎場の建設を進める。

(1) 斎場事業

事業のねらい

市民のやすらぎを高めるため、斎場整備を進める。

事業の主な内容

ア 斎場整備の推進

イ 効率的な運営の推進

第6節 施策の注目指標

総合計画によるまちづくりの手ごたえを感じ取るための目安のひとつとして「注目指標」を設定していきます。

第7節 推進プロジェクト

「推進プロジェクト」は、5つの部門別に展開する施策に横のつながりをつくり、まちづくりを進める上で基礎となる施策を総合的に展開していくための施策であり、まちづくりを先導していく上で重要な役割を果たします。

推進プロジェクトは、まちづくりの新たな課題の発生などに対処するため、新しいプロジェクトの導入、既存のプロジェクトの統廃合など、組織やその内容をダイナミックに展開させていきます。

1 景観プロジェクト

「日本一美しいまち」は、「山」「川」「田園」「街並み」「駅・広場」「みち」など、あらゆる場面が美しくなる必要があります。「みっきいふるさと公園構想」により景観形成への取組を推進します。

(1) 事業の内容

まちづくりの基本条件である「計画性」「安全性」「快適性」を基に、「ふれあい」「文化」「にぎわい」「景観」「情報発信」構想を立て、「将来のみきっ子」「市民主体」「健康で健やかな」「活気あふれる」「誰にもやさしい」「環境にやさしい」「心やさしい」をテーマに公園づくりを進めます。

ア 基本構想「みっきいふるさとふれあい公園構想」づくり

イ 基本計画「レインボー計画」づくり

ウ 公園の整備の推進

エ 桜の植栽の推進

オ 河川の環境の整備の推進

2 健康プロジェクト

市民の皆様がいきいきと暮らしていくためには、心身の健康が基本となります。市民の皆様が、心身ともに健やかでいきいきと活動できるように市民自らによる健康づくりを推進します。

(1) 事業の内容

「市民一人ひとりの元気を育てる」ため、健康長寿の推進、「こころ」と「からだ」の元気おこし、地域の力で支える在宅介護により健康づくりを支援します。

ア こころと体の健康づくりの推進

- ・ 町ぐるみ健診の受診率の向上
- ・ 脳ドックの受診の普及
- ・ 地域医療を考える医療フォーラムの開催
- ・ ライフステージに応じたストレスへの理解と解消法の普及

イ 運動習慣の定着の推進

- ・吉川健康福祉センターの機能を活用して、介護予防や親子の健康づくりの推進
- ・史跡探訪とウォーキングを組合せた健康づくり
- ・公民館など身近な地域で親子の交流や相談の場づくり
- ・介護予防体操「みっかい いきいき体操」の全市的な普及
- ウ 栄養・食生活の改善の推進
 - ・中高年の食生活の改善による健康寿命の延伸
 - ・子育ての柱である食育の親子への推進

3 企業誘致プロジェクト

立地情報の提供を進めるとともに、優良企業の誘致に向けて、直接的には優遇措置、従業員の確保及び通勤手段の確保を、また間接的には住宅、教育、家族の暮らしなどの立地環境を整えていきます。

(1) 事業の内容

ひょうご情報公園都市、吉川産業団地などにトップセールスにより雇用の確保を目的とするため、「ものづくり」をターゲットとして新規企業を誘致します。

- ア トップセールスの実施
- イ 誘致企業情報の取得
- ウ 現地見学会の実施
- エ 企業誘致チーム、地元調整チームの設置

4 みきっ子安心プロジェクト

みきっ子未来応援プランの実現をめざし、少子化の流れの中で、子どもが健やかに生まれ、育まれる環境づくりを進めます。

(1) 事業の内容

元気なまちを未来に引き継ぐため子育て支援を進めます。みきっ子未来応援プランの実現をめざし、少子化の流れの中で、子どもが健やかに生まれ、育まれる環境づくりを進めます。

- ア 「みきっ子未来応援プラン」の見直し
- イ 「みきっ子安心プロジェクトチーム」「みきっ子安心ワーキンググループ」の設置
- ウ 市民参画の子育て支援のあり方の調査研究
- エ 子育てに関する市民の「参画意識」「課題等」に関するアンケートの実施
- オ 子育て施策の重点化についての「外部評価システム」の構築
- カ 幼稚園・保育園の就学前児童環境整備計画の策定

5 観光プロジェクト

多様化する観光形態をツーリズムとして多面的に捉え交流人口を増やし、これをまちづくりの力として活用していきます。

(1) 事業の内容

「日本一美しいまち三木」をめざして、観光によるにぎわいとふれあいのまちづくりを進め、観光客500万人をめざします。景観の美しさを高めるとともに、心の豊かさを高め来訪者を温かく迎えるホスピタリティ（おもてなし）づくりを進めます。

ア 「ゴルフのまち」、「金物のまち」など、三木の魅力の情報発信

イ 三木の地域資源の有効活用

ウ 市民の皆様と観光客が楽しめる観光地づくりなど、観光施設の有効活用

エ 交流人口を増やし、経済の活性化を図るように地域交流の促進

オ 観光ホスピタリティの向上

6 吉川まちづくりプロジェクト

三木市の東の玄関として吉川のまちづくりを進めます。吉川地域の整備を進める中で、すべての市民が合併してよかったと感じることのできるまちづくりを進めます。

(1) 事業の内容

『三木の東の玄関口 - 吉川 人と自然がふれあうまちづくり』の理念の実現をめざし、吉川の地域ニーズにあった地域整備と市全体の融合を進めます。

ア 吉川の自然を残し活気をつくるまちづくり

・ビオトープを活用した環境創造

・豊かな農村づくり

・美しい玄関づくり、美しい川づくり

イ ふれあいを高め地域愛あふれるまちづくり

・図書館分館整備計画の推進による生涯学習機会の充実

・市立施設の利活用により交流の促進

・市民と協働によるまつりの推進

ウ 便利な暮らしと安全安心のまちづくり

・県道の整備や地域公共交通対策の推進

・情報基盤や総合公園の整備方針づくり

・支所周辺の整備の推進

7 共生のまちづくり総合支援プロジェクト

支援の必要な子どもに対し、ライフサイクルに応じた切れ目のない連続的かつ

総合的な支援を通じ、だれもが安心して生活できる共生と人権のまちづくりを進めます。

(1) 事業の内容

だれもが安心して生活できる共生と人権のまちづくりを進め、三木市がめざす日本一美しいまちの内面の美しさを高めます。支援の必要な子どもに対するライフサイクルに応じた切れ目のない連続的かつ総合的な支援を通じ、まち全体の連携づくり、市民一人ひとりの人権意識の向上、ユニバーサルなところとまちづくりを進めます。

ア 関係機関との情報交換及び課題把握、連携体制づくりなど、各関係機関との合意形成の促進

イ 情報共有、個人情報の保護等に関する総合的な相談ガイドラインの検討

ウ プロジェクトチームによる子育て・教育・生活相談の試行

エ 子育て、教育、福祉、労働のコーディネーターの配置

オ 職域や領域を超えた連携のベースづくり

カ 市民一人ひとりの人権意識を高め、ユニバーサルなところの醸成とまちづくりの推進

第3章 地域づくり計画

地域づくりは、地域に暮らす市民の皆様、そこを訪れる人、企業、行政が、地域づくりの目的を共有し、それぞれが役割を分担してともに力を合わせる事が大切です。

このようなことから、地域づくり計画に示す事業は、「市民主体」「協働」「行政主体」というような形で、ともに力を合わせ、汗を流して取り組んでいきます。

第1節 三木地域

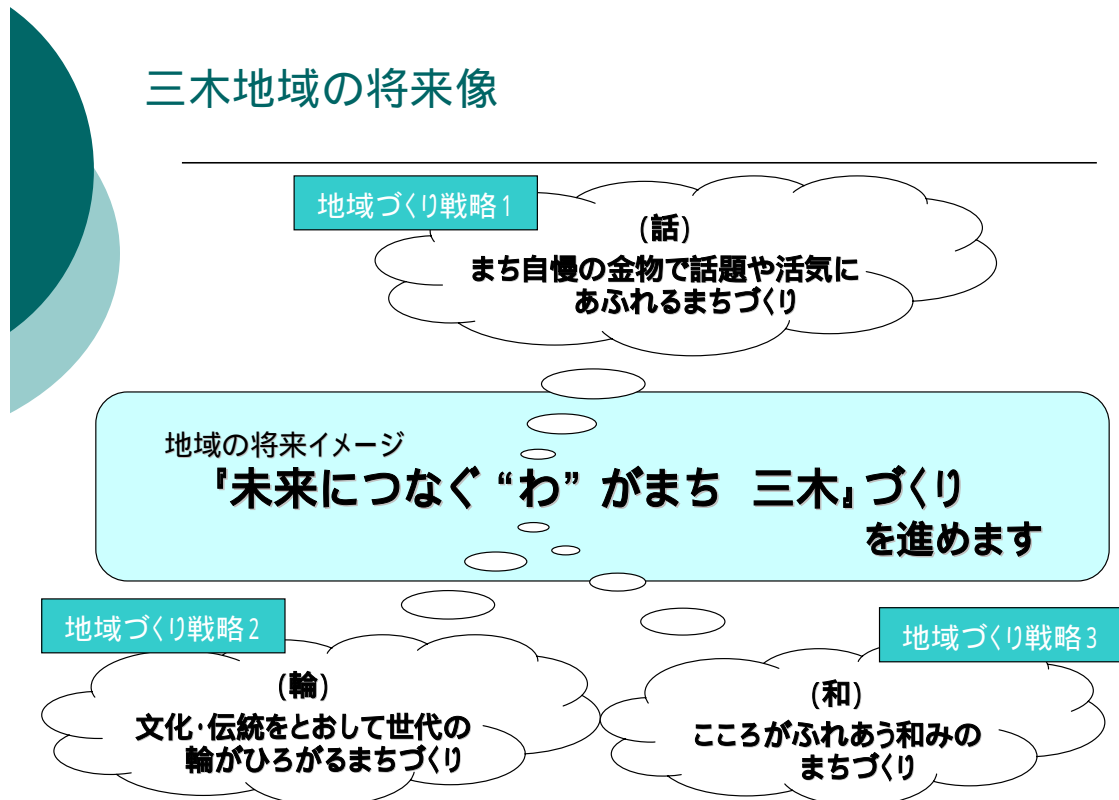
三木地域の地域づくりの目標は、「未来につなぐ“わ”がまち 三木」をキャッチフレーズとして掲げます。そして「話・輪・和」という漢字をキーワードとして、3つの地域づくり戦略にもとづいて地域づくりを進めます。

はなしの「話」として「まち自慢の金物で話題や活気にあふれるまちづくり」、は、自慢である金物産業により活気にあふれる元気なまちづくりを進め、三木金物の良さを情報発信し、地域や産業を支えるひとづくりに取り組みます。

輪をひろげるの「輪」として「文化・伝統をとおして世代の輪がひろがるまちづくり」では、歴史あるまち並みや多くの史跡、勇壮な祭りをとおして地域の歴史・伝統を学び、3世代がふれあい、人の輪が広がるまちづくりをめざします。

なごみの「和」として「こころがふれあう和みのまちづくり」では、隣近所顔なじみ、声かけあって、おしゃべりして、こころふれあう 居心地のよい和めるまちづくりをめざします。

三木地域の将来像



〔地域づくり戦略1〕 「まち自慢の金物で話題や活気にあふれるまちづくり」

(1) ものづくりの伝承を進めます。

	地域づくり事業
1	技術を継承するための支援の充実
2	子どもに肥後守などの金物使用体験の実施

(2) ものづくりの情報発信を進めます。

	地域づくり事業
1	三木の金物の良さを世界に情報発信
2	商品販路の新規開拓
3	新商品の開発支援

〔地域づくり戦略2〕 「文化・伝統をとおして世代の輪がひろがるまちづくり」

(1) 観光でにぎわうまちづくりを進めます。

	地域づくり事業
1	まちづくり協議会との連携による歴史やまちなみ等の観光でにぎわうまちづくり
2	観光ぶどう園、史跡散策等連携したにぎわいづくり
3	道の駅の地域観光への活用

(2) 祭りによるにぎわい交流づくりを進めます。

	地域づくり事業
1	地域の一体感、世代間の交流づくりの促進
2	祭りのPRによるにぎわいづくり

〔地域づくり戦略3〕 「こころがふれあう和みのまちづくり」

(1) 暮らしの安全安心を高めます。

	地域づくり事業
1	地域の見守り活動や声かけ運動による安心づくり
2	自主防災活動や訓練の推進による安全づくり
3	道路整備の促進による交通安全対策の充実

(2) 快適な生活環境をめざします。

	地域づくり事業
1	条例を制定してごみのポイ捨てや、犬のフンの片付けなどの推進
2	美囊川リバーサイドパークを活用した美囊川のイメージアップ
3	公共下水道の整備の促進
4	高齢者にやさしいまちづくり
5	路線バスの維持活性、みっきいバスの運行による地域交通の利便性の向上

第2節 三木南地域

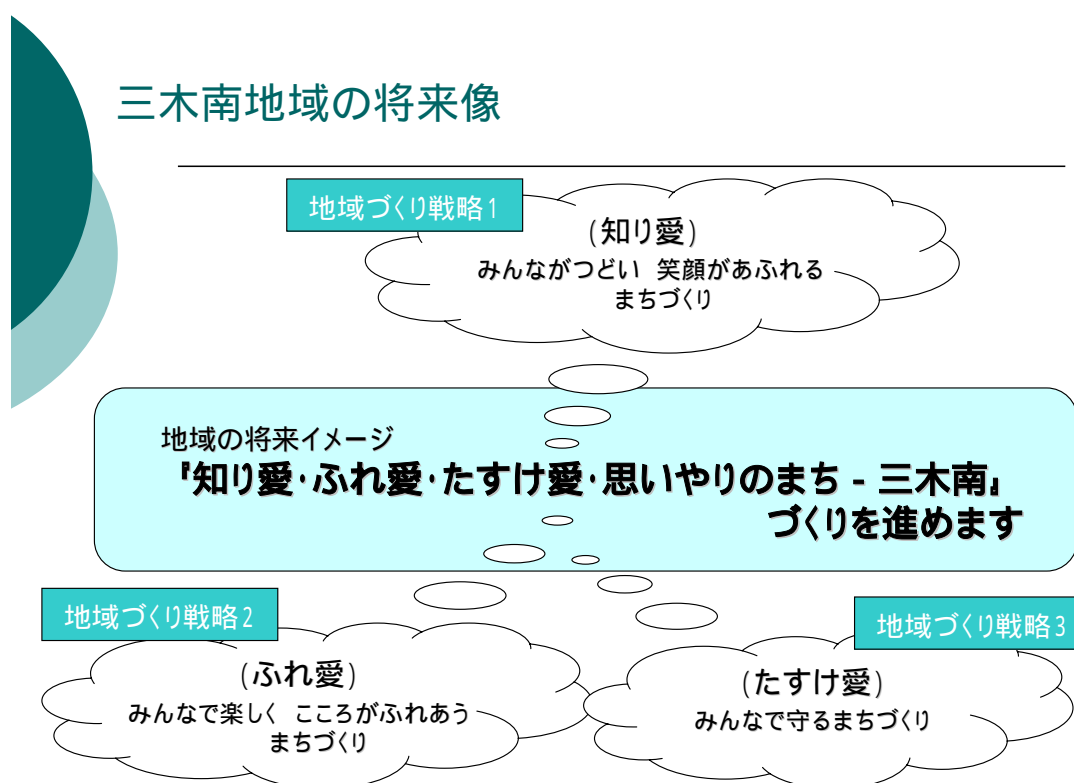
三木南地域の地域づくりの目標は、「知り愛・ふれ愛・たすけ愛・思いやりのまち - 三木南」をキャッチフレーズとして掲げます。そして「知り愛」「ふれ愛」「たすけ愛」をキーワードとして、3つの地域づくり戦略にもとづいて地域づくりを進めます。

「みんながつどい 笑顔があふれるまちづくり」は、地域の人が気軽に出会い、つどえる場を設け、人の温かさ、笑顔があふれるふれあいの地域づくりをめざします。

「みんなで楽しく ころろがふれあうまちづくり」は、人がいきいきと地域で暮らせるよう、地域のふれあいや文化を高めるとともに、温かさがあふれるふれあいの地域づくりをめざします

「みんなで守るまちづくり」は、地域住民のつながりによる日常での安全・安心のまちづくりを進め、やすらぎのある地域づくりをめざします。

三木南地域の将来像



【地域づくり戦略1】 「みんながつどい 笑顔があふれるまちづくり」

(1) 地域交通の利便性を高めます。

地域づくり事業	
1	路線バスの維持活性、みっきいバスなどの運行によるサービスの充実

(2) 新しい地域のまちづくりを進めます。

	地域づくり事業
1	誰もが集える地域のコミュニティ拠点づくり
2	スポーツや生涯学習活動への参加、仲間づくり
3	地域住民が主体となって考え、参加・行動する市民協働のまちづくり
4	地域のまつり、イベント、まちづくりへの高校生の積極的な参加

〔地域づくり戦略2〕 「みんなで楽しく ころろがふれあうまちづくり」

(1) 心のふれあうまちづくりを進めます。

	地域づくり事業
1	地域のまつりやイベントへの積極的な参加でふれあいとつながりづくり
2	福祉施設などとの交流促進

(2) 世代間のふれあいの場づくりを進めます。

	地域づくり事業
1	お年寄りと子どもがふれあう地域づくりの創造

(3) 地域のふれあいが高まるまちづくりを進めます。

	地域づくり事業
1	新しい三木南地区の視点から生まれる組織づくり
2	用水路やため池を活用した社会学習の場づくり

〔地域づくり戦略3〕 「みんなで守る まちづくり」

(1) 安心して、子育てできるまちづくりを進めます。

	地域づくり事業
1	地域の若い親たちによる子育てネットワークづくり
2	他の地域との連携や子どもの安全な通学の確保

(2) 暮らしの安全・安心を高めるまちづくりを進めます。

	地域づくり事業
1	街灯の設置や門灯による安全確保の充実
2	地域の声かけ見守り運動の展開
3	歩行者の安全確保のための道路の整備

(3) 情報発信を進めます。

	地域づくり事業
1	地域情報が多くの世代に伝わるような仕組みづくり

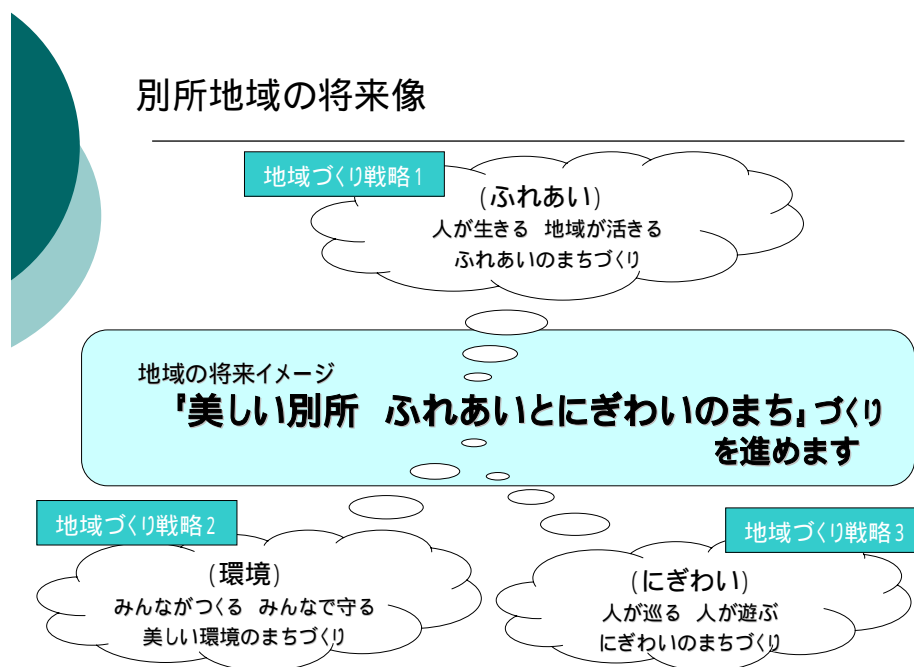
第3節 別所地域

別所地域の地域づくりの目標は、「美しい別所 ふれあいとにぎわいのまち」をキャッチフレーズとして掲げます。そして、古くから開けた歴史性と工場公園やホースランドパーク等の地域性を活かし、人がいきいきと暮らし、多くの人が働き、遊び、ふれあいとにぎわいのあるまちづくりを進めます。そして「ふれあい」「環境」「にぎわい」をキーワードとして、3つの地域づくり戦略にもとづいて地域づくりを進めます。

「人が生きる 地域が活きる ふれあいのまちづくり」は、人がいきいきと別所地域で暮らせるよう、地域のふれあいや文化を高めるとともに安全安心の基盤づくりを進め、温かさがあふれるふれあいの地域づくりをめざします。

「みんながつくる みんなで守る 美しい環境のまちづくり」は、別所地域では地域をあげて別所の環境を守ってきました。新しくできる東播磨南北道路の玄関口として、未来に伝える 環境を高める美しいまちづくりをめざします。

「人が巡る 人が遊ぶ にぎわいのまちづくり」は、地域の交通を便利にし、豊かな自然の中で地域にある古墳、仏閣やホースランドパークなどを巡る観光コースの開発、工場公園の活性化、地産地消、農業の振興により活気があふれるにぎわいのまちづくりをめざします。



〔地域づくり戦略1〕 「人が生きる 地域が活きる ふれあいのまちづくり」

(1) 地域の資源を活かしたふれあいのまちづくり。

	地域づくり事業
1	地域の大きな資源としてホースランドパークの活用
2	下石野分校跡地の有効利用の方策を研究し活用
3	デイサービスセンター用地の有効活用の方策を研究し活用

(2) すべての人が安心して暮らせる、より住みよいまちづくり。

	地域づくり事業
1	消防団や自主防災組織を一層活性化し、災害に強いまちづくり
2	住宅づくりや子育て支援などにより、若者が定住できる住みやすい環境づくり
3	声かけ運動など、高齢者・障害者にやさしいまちづくり

〔地域づくり戦略2〕 「みんながつくる みんなで守る 美しい環境のまちづくり」

(1) 地域をあげて生活環境を守り、美しい環境づくり。

	地域づくり事業
1	ごみ、廃棄物対策など生活環境保護の条例化
2	美しいまちづくりなどに向けて地域コミュニティ活動の活性化
3	美嚙川の美化と桜堤づくり
4	相野地区の土地利用の有効な活用研究

(2) 地域活動を活発にし、地域の未来を拓くネットワークづくりを進めます。

	地域づくり事業
1	消防団、婦人会などの地域団体の活動の活性化
2	若者グループの活動育成
3	地域で考え地域で進めるまちづくり

〔地域づくり戦略3〕 「人が巡る 人が遊ぶ にぎわいのまちづくり」

(1) 地域の資源を活用し、にぎわいのまちづくりを進めます。

	地域づくり事業
1	地域資源の活用による観光振興
2	地域をめぐる観光ネットワークづくり
3	集落営農による農業振興
4	別所の特産品づくり

(2) 人が巡るよう 地域の交通、道路ネットワークを高めます。

	地域づくり事業
1	地域内の道路ネットワークの再構築
2	地域バス交通網の充実

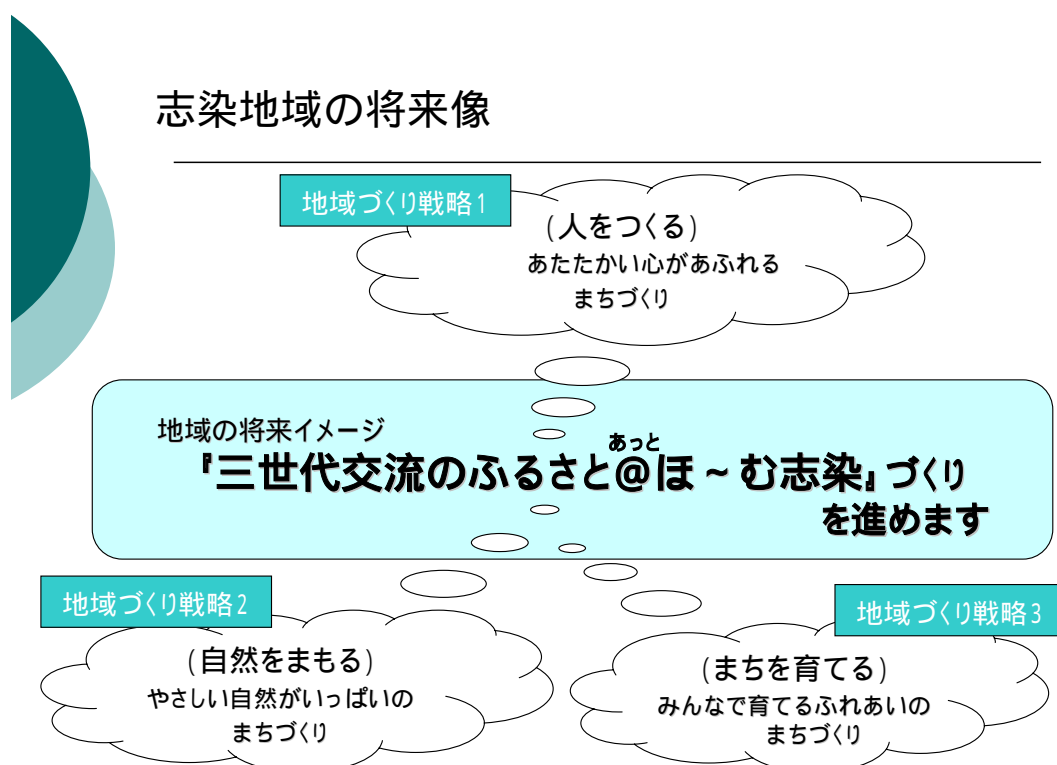
第4節 志染地域

志染地域の地域づくりの目標は、「三世代交流のふるさと@（アット）ほ～む志染」をキャッチフレーズとして掲げます。私たちは、ともすれば家族のきずなが失われがちな現代において、いつまでも三世代が交流しながら穏やかにアットホームに暮らせるふるさとであってほしいという願いを込めてまちづくりを進めます。そして「人をつくる」「自然をまもる」「まちを育てる」をキーワードとして、3つの地域づくり戦略にもとづいて地域づくりを進めます。

「あたたかい心があふれるまちづくり」は、新しいものと古いものが同居する中で、地域の伝統を守る心、お年寄りや子育て世代などすべての人が安心して暮らせる、あたたかい心があふれるアットホームな地域づくりをめざします。

「やさしい自然がいっぱいのまちづくり」は、志染には、伽耶院、御坂めがね橋、千体地蔵、御坂神社、窟屋の金水などの歴史的財産や珍しい植物などが、やさしい自然の中にたくさん残っています。これを、大切に保全し後世に伝えていくために自然や環境を大切にす地域づくりをめざします。

「みんなで育てるふれあいのまちづくり」は、農業、観光、大規模プロジェクトを地域づくりに活かし、生き生きとした豊かなコミュニティ社会づくりをめざします。



なおアットホームのアットは、ひょうご情報公園都市が、将来の志染の発展に寄与することを願って、電子メールのアドレスに使用される@マークにかけてイメージしました。

〔地域づくり戦略1〕 「あたたかい心があふれるまちづくり」

(1) 地域文化の伝承を進めます。

	地域づくり事業
1	御坂まつりの伝承
2	各村に残る地域行事の振興
3	志染の歴史の再認識、若者への伝承

(2) 高齢になっても安心して暮らせるふるさとづくりを進めます。

	地域づくり事業
1	地域での相互扶助のしくみづくり（助け合いネットワーク）の構築
2	高齢者夫婦・一人暮らし高齢者への地域ぐるみの声かけ、見守り運動の展開
3	志染デイサービスセンターや公民館、自治会集会所を拠点に介護予防運動の展開
4	世代間交流の促進（高齢者とこどものふれあい促進）

(3) 安心して子育てできる環境づくりを進めます。

	地域づくり事業
1	住民による安全パトロール、見守り活動の充実
2	地域における子育てネットワークづくり
3	アフタースクールの充実
4	住民による安全パトロール、見守り活動の充実

〔地域づくり戦略2〕 「やさしい自然がいっぱいのまちづくり」

(1) 自然環境の保全を進めます。

	地域づくり事業
1	志染川の水質保全運動
2	ホタルやメダカ、シジミ貝の住める環境づくり
3	貴重品種の保護（シジミヘラオモダカ、ヒカリモ（窟屋の金水）の保護等）
4	美しい志染クリーンキャンペーンの取り組み

(2) 景観の保全を進めます。

	地域づくり事業
1	ふるさと探検ツアー
2	歴史的財産の保全（伽耶院、御坂めがね橋、千体地蔵、御坂神社、窟屋の金水、どっこいさんなど）

〔地域づくり戦略3〕 「みんなで育てるふれあいのまちづくり」

(1) 子ども、高齢者の交通手段の確保を進めます。

	地域づくり事業
1	路線バスの維持活性、みっきいバスなどの運行によるサービスの充実

(2) 地域コミュニティづくりを進めます。

	地域づくり事業
1	思いやりのこころ、お互いの人権を大切にできるまちづくり
2	三世代や地域の住民が交流できる行事の開催（バレーボール、町民運動会）
3	コミュニティ団体の育成・活性化（子ども会、老人会、婦人会等）
4	地域の名人による公民館や小中学校での講座

(3) 魅力ある農業の振興を進めます。

	地域づくり事業
1	共同化、集落営農体制の充実
2	地産地消の推進（朝市の開催）
3	志染の新たな特産品づくり

(4) 観光を振興します。

	地域づくり事業
1	観光振興（伽耶院などのPRによる観光客誘致）
2	市民農園の拡大によるベッドタウン住民との交流、
3	農道を活用したサイクリングロード、ウォーキングロードづくり

(5) 大規模プロジェクトを地域づくりに活かします。

	地域づくり事業
1	ひょうご情報公園への企業誘致による雇用確保で若い世代の定住促進
2	三木総合防災公園の施設活用による自主防災組織の活性化

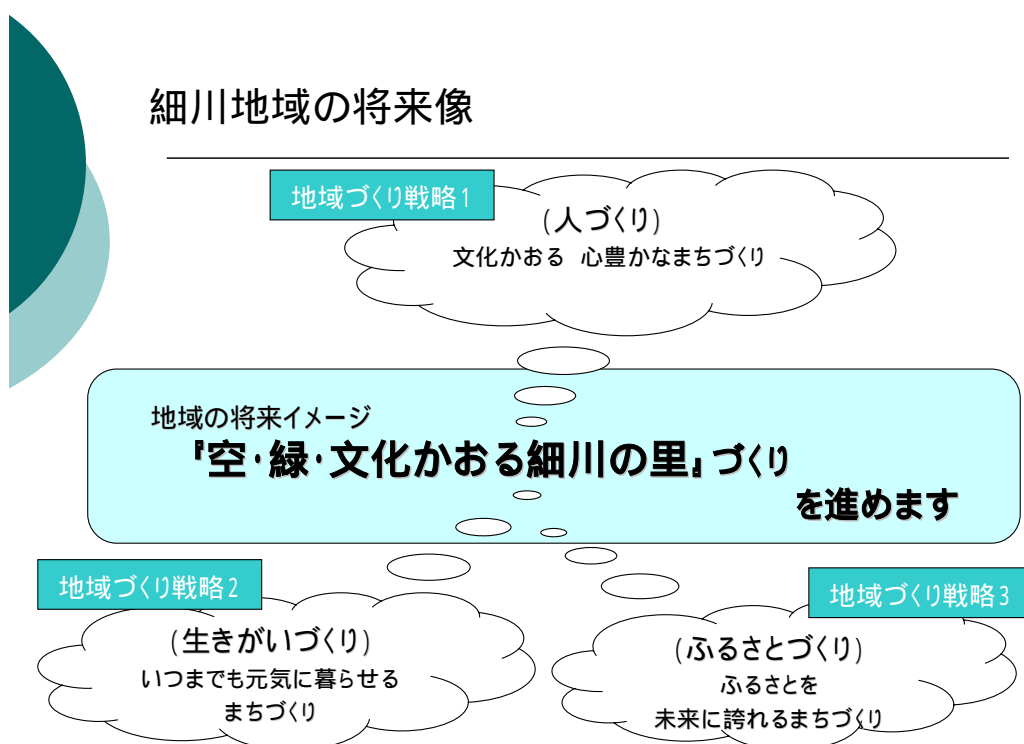
第5節 細川地域

細川地域の地域づくりの目標は、「空・緑・文化かおる細川の里」をキャッチフレーズとして掲げます。細川地域では、地域が持つ大きな特徴の緑豊かな自然環境を活かしながら、心豊かなまちづくりを進めていきます。そして「人づくり」「生きがいづくり」「ふるさとづくり」をキーワードとして、3つの地域づくり戦略にもとづいて地域づくりを進めます。

「文化かおる 心豊かなまちづくり」は、細川地域は、藤原惺窩生誕の地であり地域文化がかおるまちです。コミュニティづくりを進め文化のかおるまちをめざします。

「いつまでも元気に暮らせるまちづくり」は、地域で子育てを支え、高齢者がいつまでも地域で元気に暮らせるまちづくりをめざします。

「ふるさとを未来に誇れるまちづくり」は、細川の素晴らしい自然や景観を残しながら、次代を担う子どもたちが安心して暮らせる「ふるさと」づくりをめざします。



〔地域づくり戦略1〕 「文化かおる 心豊かなまちづくり」

(1) 地域文化の伝承を進めます。

	地域づくり事業
1	まつりなどの伝統行事の振興
2	ふるさと再発見ツアーの実施
3	細川学（地域学）講座の開催
4	ふるさとからの情報発信
5	手作り看板、サイン、散策マップなどの整備

(2) 地域コミュニティの再生を図ります。

	地域づくり事業
1	思いやりの心、お互い様の心づくり
2	コミュニティ団体の育成
3	市民協働のまちづくり

〔地域づくり戦略2〕 「いつまでも元気に暮らせるまちづくり」

(1) 子ども、高齢者の交通手段を確保します。

	地域づくり事業
1	路線バスの維持活性、みっきいバスなどの運行によるサービスの充実
2	新たなスクールバスの運行を検討
3	細川町公民館周辺のバスターミナル化

(2) 魅力ある農業の振興を進めます。

	地域づくり事業
1	農業経営の安定化と組織化の推進
2	営農組合組織間の交流と研修機会の提供
3	細川独自の農作物生産支援と販路開拓
4	地産地消の推進
5	滞在型農業の研究

(3) 瑞穂小学校校舎の活用を進めます。

	地域づくり事業
1	高齢者大学、大学院の開講
2	交流、ふれあい、にぎわい、福祉サービス拠点づくりの検討

(4) 地域医療の充実を進めます。

	地域づくり事業
1	通院の交通手段の充実
2	民間医院の誘致

(5) 高齢者夫婦・独居高齢者の増加に対応します。

	地域づくり事業
1	地域の安全・安心システムの構築
2	地域ぐるみの声かけ、見守り運動の展開
3	生きがいづくり・健康づくりの推進

(6) 安心して子育てできる環境づくりを進めます。

	地域づくり事業
1	認定こども園（複合拠点）の早期実現
2	高齢者と子どものふれあい促進
3	地域における子育てネットワークづくり

〔地域づくり戦略3〕 「ふるさとを未来に誇れるまちづくり」

(1) 道路網の整備を進めます。

	地域づくり事業
1	県道、生活道路や農道の整備

(2) 自然環境と生活環境の保全を進めます。

	地域づくり事業
1	自然環境を利用した自然観察会や社会学習の場づくり
2	ため池や河川などを活用したまちづくり
3	水洗化の推進
4	環境美化活動の推進

(3) 若者の地元離れ対策を進めます。

	地域づくり事業
1	光ブロードバンドなど情報通信基盤の整備
2	地上デジタル放送への移行の支援
3	三世同居世帯への優遇策の検討
4	ふるさと意識の醸成

(4) 自主防災組織の活性化を進めます。

	地域づくり事業
1	研修会等の開催
2	ため池等の危険箇所の見守り

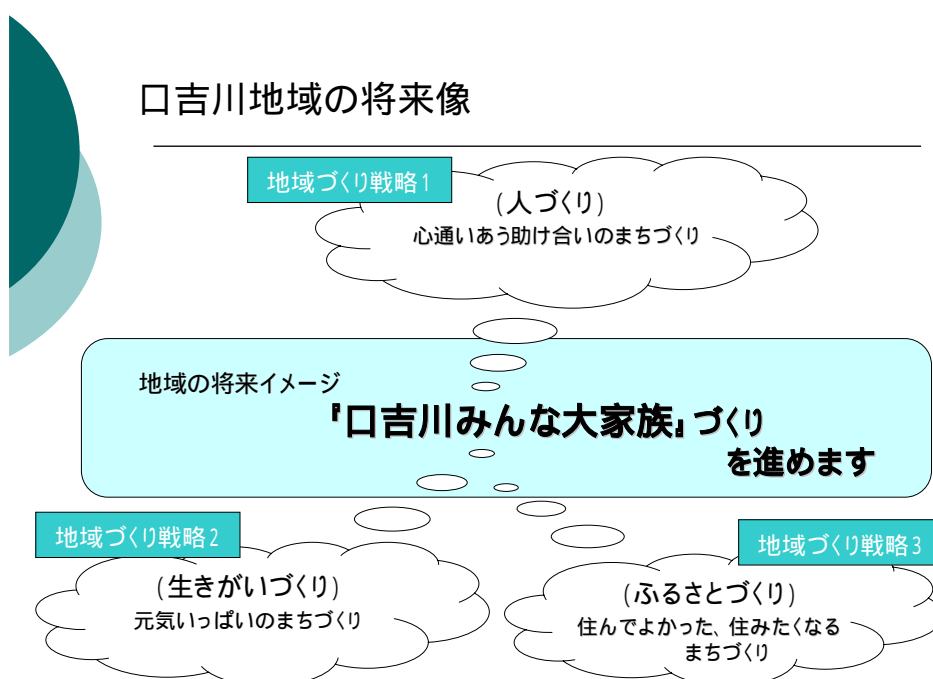
第6節 口吉川地域

口吉川地域の地域づくりの目標は、「口吉川みんな大家族」をキャッチフレーズとして掲げます。そして「人づくり」「生きがいづくり」「ふるさとづくり」をキーワードとして、3つの地域づくり戦略にもとづいて地域づくりを進めます。

「心通いあう助けあいのまちづくり」は、あたたかさあふれた 心通いあう助けあいのまちづくりをめざします。

「元気いっぱいのもちづくり」は、みんなが健康で元気いっばいに暮らせるまちづくりをめざします。

「住んでよかった 住みたくなるまちづくり」は、自然にあふれ快適で、安心して住める、住んでよかった、住みたくなるまちづくりをめざします。



〔地域づくり戦略1〕 「心通いあう助けあいのまちづくり」

(1) 元気な集落、元気な口吉川づくりを進めます。

	地域づくり事業
1	みんな集まれふるさとまつり（盆踊り）の開催
2	隣近所みな家族運動の推進
3	コミュニティの活性化

(2) 文化を守り、生かします。

	地域づくり事業
1	口吉川大発見（紅葉ハイクと史跡めぐり）

2	蓮花寺の鬼踊りの国指定無形文化財への登録推進
3	義経伝説と篠原神社秋祭りとの連動
4	密教院鎮守社（善祥寺）と銅鐘（蓮花寺）の保存

〔地域づくり戦略2〕 「元気いっぱいのもちづくり」

(1) 食べていける安定した農業経営を支援します。

	地域づくり事業
1	営農組合の法人化による経営安定と山田錦の品質向上対策
2	都会生活者とのふれあい（農業応援隊、オーナー制度、貸し農園）
3	Iターン者支援、特区の創設
4	中核農業者、認定農業者の育成
5	株式会社で守る農業

(2) 元気なからだづくりを進めます。

	地域づくり事業
1	健康増進月間の制定や町民体力測定会の開催

(3) 心なごむ景観づくりを進めます。

	地域づくり事業
1	メダカやホタル・ドジョウが住む小川や溝の整備
2	四季の花いっぱい運動

〔地域づくり戦略3〕 「住んでよかった、住みたくなるまちづくり」

(1) 自然環境と生活環境の保全を進めます。

	地域づくり事業
1	口吉川の自然を考えるセミナーの開催
2	自治会を中心とした環境美化活動の推進
3	地球温暖化防止

(2) 安全なまちづくりを進めます。

	地域づくり事業
1	洪水に強い河川整備
2	地すべり対策
3	ため池事故防止対策（フェンス設置）
4	老朽ため池の改修
5	自主防災組織の強化
6	近隣通報システムの導入
7	防災無線の整備

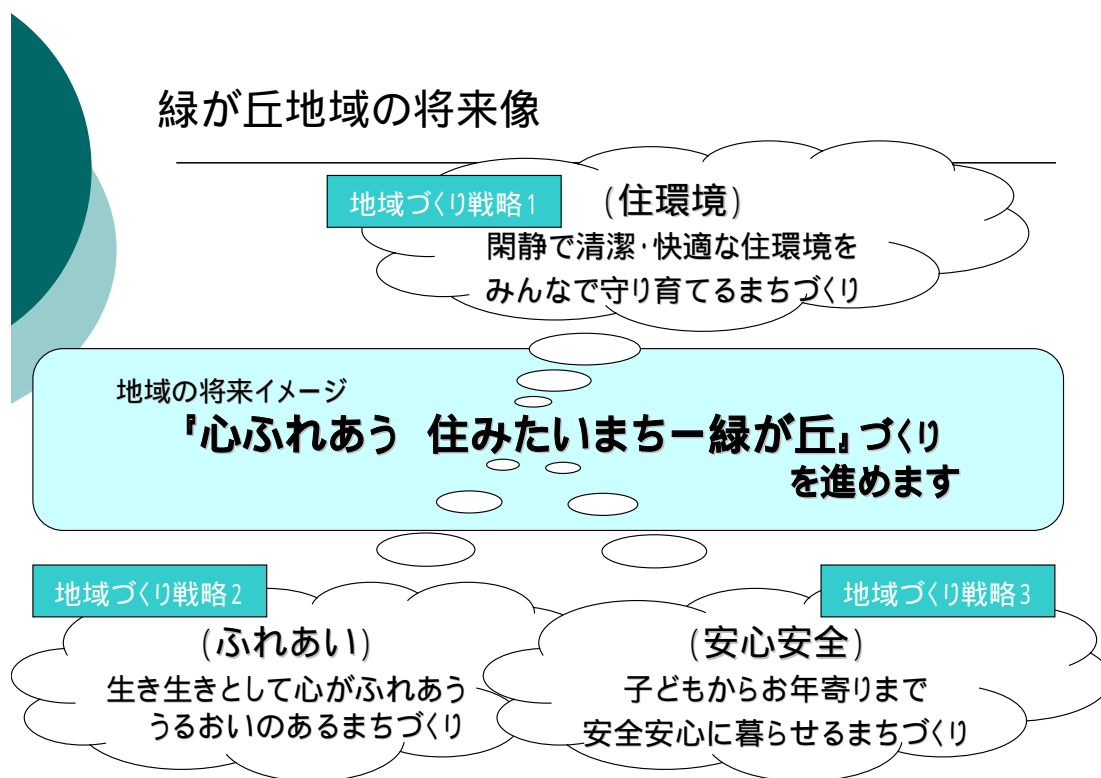
第7節 緑が丘地域

緑が丘地域の地域づくりの目標は、「心ふれあう 住みたいまち - 緑が丘」をキャッチフレーズとして掲げます。そして「住環境」「ふれあい」「安心安全」をキーワードとして、3つの地域づくり戦略にもとづいて地域づくりを進めます。

「閑静で清潔・快適な住環境を みんなで守り育てる まちづくり」は、住環境の向上を進め美しい環境のまちをめざします。

「生き生きとして心がふれあう うるおいのあるまちづくり」は、うるおいづくりや生きがいづくり、商業の振興や学生のまちづくりへの参画をめざします。

「子どもからお年寄りまで 安全安心に暮らせるまちづくり」は、心のふれあう福祉対策、空家・空地、バス交通、安全安心づくりなどを進め全員参加で市民が主役のまちをめざします。



〔地域づくり戦略1〕 「閑静で清潔・快適な住環境を みんなで守り育てるまちづくり」

(1) 住環境の向上を進めます。

	地域づくり事業
1	生活道路の舗装、側溝整備などのまちのリニューアル
2	花いっぱい運動の推進
3	まちの景観、住環境を守るしくみづくり

(2) 美しい環境対策を進めます。

	地域づくり事業
1	ごみのポイ捨て防止や犬の糞の片付けのしくみづくり
2	暮らしのマナーが守れるまちづくり運動の推進
3	まちを清潔にするクリーン作戦の推進
4	リサイクル、資源回収など、環境改善活動の啓発

〔地域づくり戦略2〕 「生き生きとして心がふれあう うるおいのあるまちづくり」

(1) うるおいづくりを進めます。

	地域づくり事業
1	地域イベントの充実
2	敬老会の充実

(2) いきいきと生きる生きがいがづくりを進めます。

	地域づくり事業
1	健康づくりのまち運動の実施
2	健康相談窓口の設置など、地域健康づくりの充実
3	生涯学習の充実

(3) 商業の振興を図ります。

	地域づくり事業
1	みどりまつりの充実
2	アンテナ・チャレンジ・地域サロン（ギャラリー）など、空き店舗対策の推進

(4) 学生のまちづくりへの参画を進めます。

	地域づくり事業
1	学生ショップ・イベント参加など、大学生のまちづくりへの参画の促進

〔地域づくり戦略3〕 「子どもからお年寄りまで 安全安心に暮らせるまちづくり」

(1) 心のふれあう福祉対策を進めます。

	地域づくり事業
1	超高齢社会での地域社会、地域福祉のあり方の研究
2	地域助けあいシステム、エコマネー、地域通貨など、相互扶助意識の啓発
3	バリアフリー対策の推進
4	交通安全対策の推進
5	見守りネットワーク、ふれあいサロン、相談窓口など、日常生活の不安解消対策の推進

(2) 安全安心のまちづくりを進めます。

	地域づくり事業
1	防犯活動の強化
2	防犯組織の連携・強化
3	避難・誘導・防災訓練の実施など、防災活動、組織の連携・強化

(3) 全員参加で市民が主役のまちづくりを進めます。

	地域づくり事業
1	地域のことは地域住民が主体となって考え行動するしくみづくり
2	地域の各種団体の連携
3	公民館を窓口とした地域と行政との連携強化
4	情報共有の推進
5	自治会活動の活性化

(4) 空家・空地対策を進めます。

	地域づくり事業
1	空家の実態把握、空家の活用、流動化促進など空家対策の検討
2	親子の近居の啓発
3	転出時に転出後の適正管理の啓発や除草、防犯など適正管理の指導強化

(5) バス交通対策を進めます。

	地域づくり事業
1	路線バスの維持活性、みっきいバスなどの運行によるサービスの充実

第8節 自由が丘地域

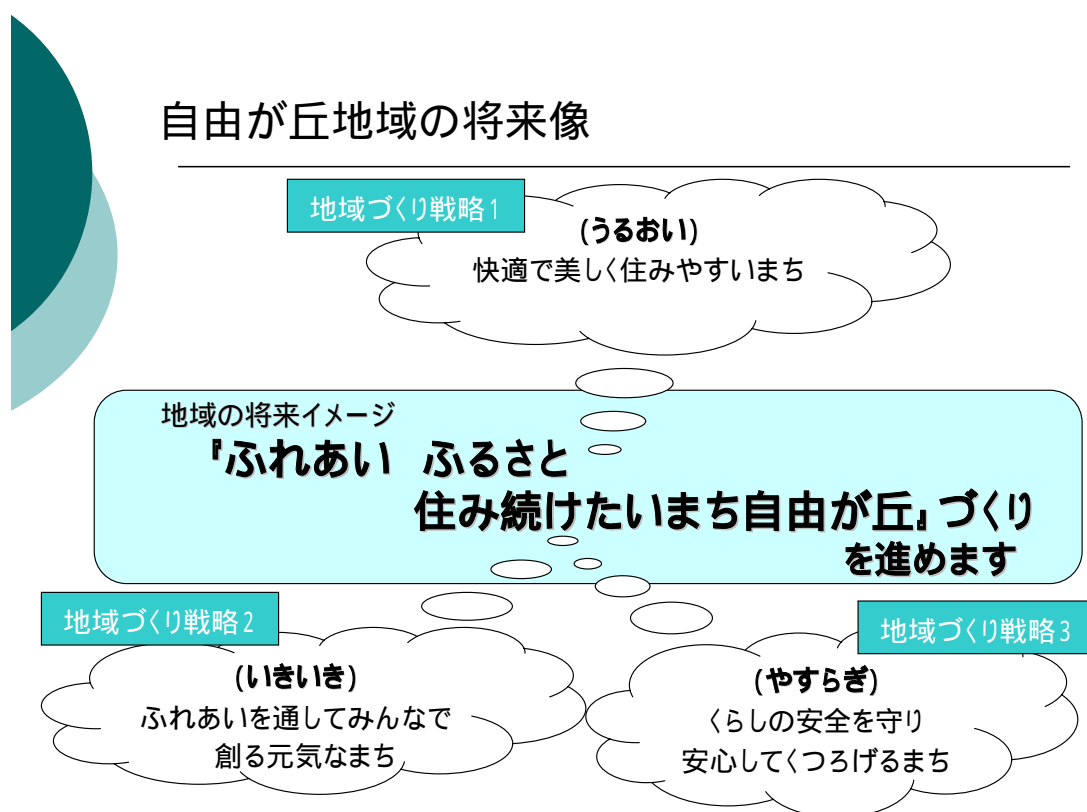
自由が丘地域の地域づくりの目標は、「ふれあい ふるさと 住み続けたいまち自由が丘」をキャッチフレーズとして掲げます。そして「うるおい」「いきいき」「やすらぎ」をキーワードとして、3つの地域づくり戦略にもとづいて地域づくりを進めます。

「快適で美しく住みやすいまち」では、地域の交通を充実させるとともに、下水道の整備、生活道路のリニューアルなどにより住環境を整備することで、快適で美しく住みやすいまちをめざします。

「ふれあいを通してみんなで創る元気なまち」では、出会い、ふれあいの場を提供し、市民協働のまちづくりを展開しながらみんなが生きがいをもって暮らせるまちを創っていきます。

「くらしの安全を守り、安心してくつろげるまち」では、子どもからお年寄りまですべての住民のみなさんがほっとするやさしい環境をつくりあげ、相互扶助の連携と啓発を進めます。また、防災拠点施設用地を確保し、その整備を行い、防犯・防災体制の充実を図り安心してくつろげるまちをめざします。

自由が丘地域の将来像



〔地域づくり戦略1〕 「快適で美しく住みやすいまち」

(1) バス交通を充実します。

	地域づくり事業
1	路線バスの維持活性、みっきいバスなどのサービス向上の検討

(2) まちづくり協議会の活動を支援します。

	地域づくり事業
1	まちづくり協議会の活動への人的支援

(3) 住環境の向上に努めます。

	地域づくり事業
1	公道化事業の推進とともに公共下水道事業の促進
2	生活道路のリニューアル、緑化の推進
3	県道の整備

(4) 美しい環境を目指します。

	地域づくり事業
1	条例を制定してゴミのポイ捨て禁止、犬の糞の片付けなどを啓発

(5) 空家、空地対策を進めます。

	地域づくり事業
1	親子の近居の啓発
2	除草、防犯など適正管理と指導強化
3	転出時に、転出後の適正管理と指導強化

〔地域づくり戦略2〕 「ふれあいを通してみんなで創る元気なまち」

(1) 市民協働のまちづくりを進めます。

	地域づくり事業
1	地域と行政が一体となった地域主体のまちづくりを展開
2	各種団体との連携強化
3	公民館を地域住民の窓口として地域と行政との連携を強化

(2) 子育て支援を進めます。

	地域づくり事業
1	サークル、講座等を通して親子同士のふれあい強化と情報共有
2	子育てキャラバンの実施
3	三木市ファミリーサポートセンターの充実

〔地域づくり戦略3〕 「くらしの安全を守り、安心してくつろげるまち」

(1) 高齢化対策を進めます。

	地域づくり事業
1	バリアフリー対策
2	健康講座の充実と強化
3	近所の連絡体制づくり

(2) 防犯・防災対策を進めます。

	地域づくり事業
1	自己防犯意識の高揚
2	防犯、防災、交通安全対策
3	防犯、防災パトロール隊の結成と充実

(3) 防災拠点施設の設置を進めます。

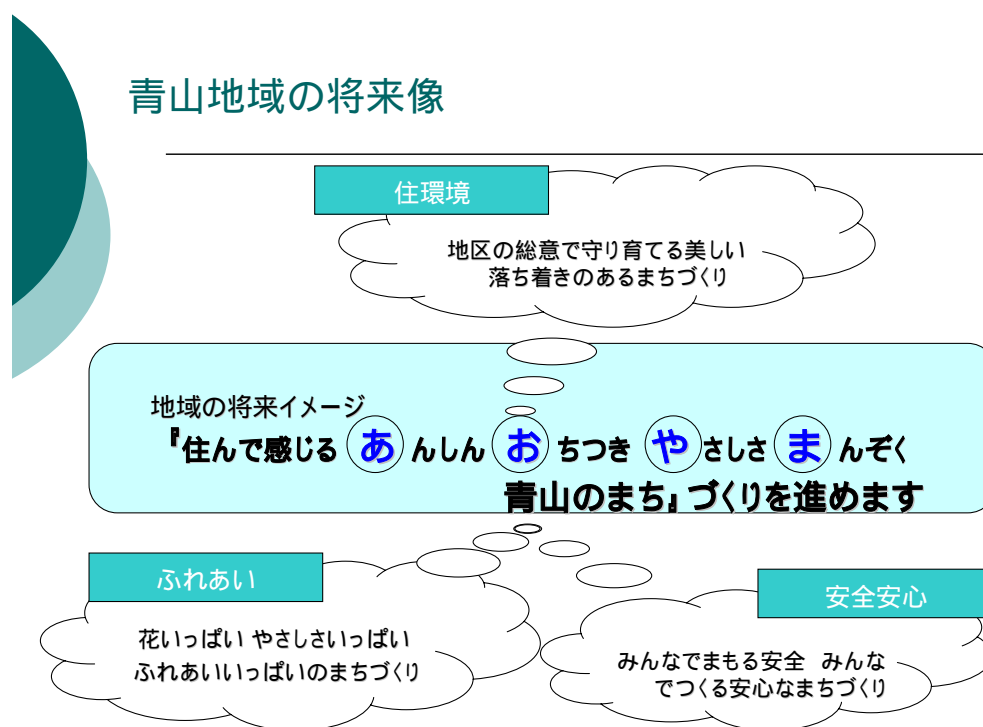
	地域づくり事業
1	防災拠点施設用地を確保し整備

第9節 青山地域

青山地域の地域づくりの目標は、「住んで感じるあんしん おちつき やさしさ まんぞく 青山のまち」をキャッチフレーズとして掲げます。そして「住環境」「ふれあい」「安全安心」をキーワードとして、3つの地域づくり戦略にもとづいて地域づくりを進めます。「地区の総意で守り育てる美しい落ち着いたあるまちづくり」は、地域交通の利便性を高めたり、美しく快適なまちづくりを地域の総意で進めます。

「花いっぱい やさしさいっぱい ふれあいいっぱいのまちづくり」は、学生・事業者のまちづくりへの参画を促し、ふるさとづくりをめざします。

「みんなでまもる安全 みんなでつくる安心なまちづくり」は、地域の暮らしの安全を高め安心なまちをめざします。



〔地域づくり戦略1〕 「地区の総意で守り育てる美しい落ち着いたあるまちづくり」

(1) 美しく快適なまちづくりを進めます。

地域づくり事業	
1	地域のまとまりで策定した地区計画や住民協定を維持するとともに、住民と行政との協働による全住民参加型まちづくりの推進
2	ボランティアの輪を広げ、多くの住民参加で地域の緑化や美化イベント等の推進
3	条例を制定してごみのポイ捨て禁止や、犬のフンの片付けなどを推進
4	図書館青山分館の充実

〔地域づくり戦略2〕「花いっぱい やさしさいっぱい ふれあいいっぱいのまちづくり」

(1) ふるさとづくりを進めます。

地域づくり事業	
1	公民館を中心に、様々な交流やふれあいの場となる拠点とし地域住民のつながりの強化
2	地域の各種ボランティアやサークル等の情報発信と住民の自主的参加による活動の充実
3	退職後もいきいきと暮らせる、生きがいのある地域づくりへの積極的な参加の推進

(2) 共生のまちづくりを進めます。

地域づくり事業	
1	幼・小・中・高・大学や研修施設（生涯学習施設） 特別支援学校、障害者施設とともにあらゆる人が尊重される共生のまちづくりの推進

(3) 学生・事業所のまちづくりへの参画を進めます。

地域づくり事業	
1	学生、事業所のまちづくりへの積極的な参加による市民とのふれあい交流の促進

〔地域づくり戦略3〕 「みんなでまもる安全 みんなでつくる安心なまちづくり」

(1) 暮らしの安全安心を高めます。

地域づくり事業	
1	多くの住民参加による自主防災活動・訓練の充実と防災意識の向上
2	一人の住民、一つの事業所、みんなの声かけ、見守り運動の推進

(2) 地域交通の利便性を高めます。

地域づくり事業	
1	住民とともに交通の便利なまちづくりを目指して「バス交通意見交換会」を開催し、よりよいバス運行サービスの充実

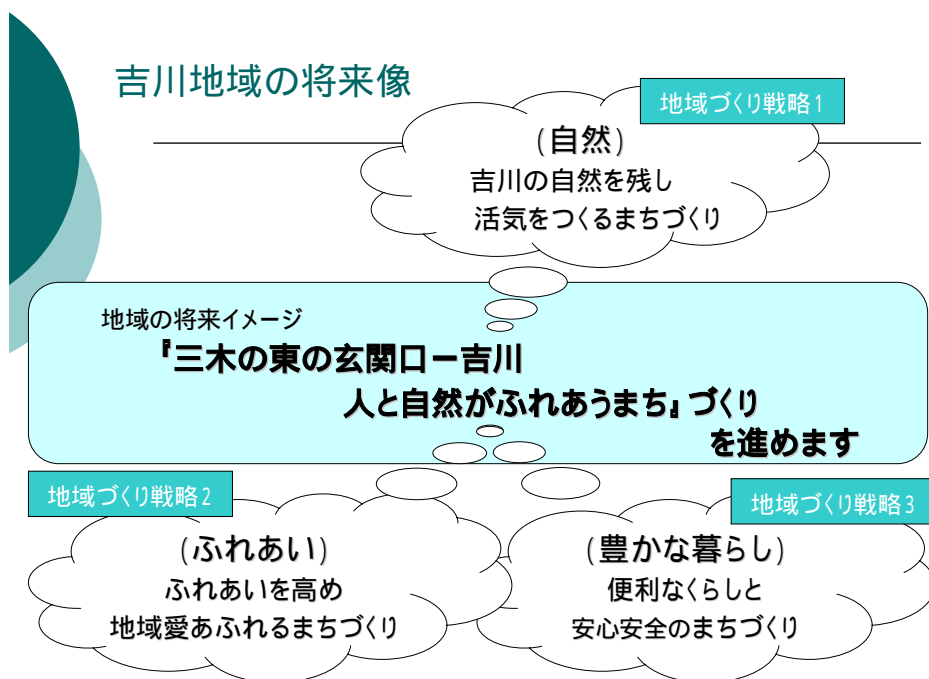
第10節 吉川地域

吉川地域の地域づくりの目標は、「三木の東の玄関口 吉川 人と自然がふれあうまちづくり」をキャッチフレーズとして掲げます。吉川地域の豊かな自然に擁かれた生活環境で、人・地域への愛着を深め日常生活の安心安全を高めていきます。そして「自然」「ふれあい」「豊かな暮らし」をキーワードとして、3つの地域づくり戦略にもとづいて地域づくりを進めます。

「吉川の自然を残し、活気をつくるまちづくり」は、人々が生き生きと吉川地域で暮らせるよう、豊かな自然を大事にし文化かおるまちをめざします。

「ふれあいを高め地域愛あふれるまちづくり」は、地域間・世代間交流を促進し、地域や人のふれあいを高め、地域活力あふれるまちづくりをめざします。

「便利なくらしと安心安全のまちづくり」は、日常生活を便利にし、安心安全に暮らせる地域づくりをめざします。



〔地域づくり戦略1〕 「吉川の自然を残し 活気をつくるまちづくり」

(1) 自然を守り、地域を育みます。

	地域づくり事業
1	集落営農の推進
2	農業の担い手育成・確保
3	集落ぐるみの農地・水、環境保全対策の推進
4	文化財の保護
5	桜堤の整備

〔地域づくり戦略2〕 「ふれあいを高め地域愛あふれるまちづくり」

(1) まちを元気にします。

	地域づくり事業
1	企業誘致プロジェクトの推進
2	住宅の確保
3	温泉交流館の改修
4	まちの中心部を地域文化創造エリアとして整備を促進

(2) みんなでふれあうまちづくりを進めます。

	地域づくり事業
1	吉川総合公園の整備と利活用の促進
2	「人の目の垣根隊」等、地域ボランティアの育成
3	インター周辺の環境美化対策
4	都市と農村の交流

〔地域づくり戦略3〕 「便利なくらしと安心安全のまちづくり」

(1) 便利に暮らせるようにします。

	地域づくり事業
1	バス交通の充実
2	県道の整備
3	地域情報化の推進（光ブロードバンド、地上デジタル、FMみっきいの対策）

(2) 安心と安全を高めます。

	地域づくり事業
1	災害時の支所防災体制の充実
2	健康福祉センターの活用促進
3	地域包括支援センターの設置
4	地域医療情報の提供
5	危険ため池の安全対策と美囊川河川改修

(3) 支所周辺の整備を進めます。

	地域づくり事業
1	バスベイ（バス発着場）の整備
2	よかたん前交差点の改良
3	図書館の分館の整備

付属資料（用語解説）

（あ）

ターン（アイターン）

Uターンとは、人口還流現象のひとつ。出身地に帰ることをUターンというのに対し、Iターンは出身地と別の地方に移り住むこと。

アンテナ・チャレンジショップ

新商品などの需要を調査するために試験的に販売する店舗（アンテナショップ）。商店経営を志す起業家を支援する店舗（チャレンジショップ）

空家バンク

市内の賃貸・販売できる住宅の所有者から登録いただいた物件を、利用希望者へ情報提供する事業。定住を促進するため空き家・空き地の情報を市のホームページなどで紹介したりします。

異文化交流

生活様式や社会習慣、ものの考え方などの異なる文化と交流すること。

イメージキャラクター

地域のイメージを象徴するマスコット。

A E D

心臓の筋肉がけいれんをしたような状態になり、全身に血液を送るポンプ機能を失った状態になる致死性不整脈の一つの心室細動に対する唯一の治療方法の電気ショックを与える機器（除細動器）

エコ対策

環境、省エネルギー対策。

エコファーム

エコファームは、細川町瑞穂で生協が運営している農園で、資源の循環と安全・安心な野菜づくりを進めています。毎日出る野菜くずや牛糞を、有用な堆肥に変えて健康な土を育み、その土からまた恵みを受けるくらしの輪を実現し環境と共生を進める農園。

エコマネー

地域通貨。国が発行するマネー（国民通貨）に対して、地域住民自身が発行するのが地域通貨でエコマネーとも言われる。

N P O ・ N P O 法人

民間非営利組織。行政、企業とは別に社会的活動をする民間組織。平成10年に「特定非営利活動促進法」が施行され、法人格が与えられた。福祉、まちづくり、環境など、さまざまな分野で活動がされています。

エリア

地域。区域。

（か）

観光ホスピタリティ

観光客、来訪者をもてなす心。このおもてなしの心は、観光客誘致の大きな要因となっています。

キャリア教育

自分自身の専門的な資質・能力を維持・向上させるために、現職あるいは退職後も、講座・セミナーなどを受講し、知識・技能のリフレッシュを図ったり、社会人大学院や夜間大学院などで再び学び、職質・資格などの向上を目指すこと。

口コミ

人の口を通して伝わる評判。

グループホーム

援護の必要な障害者や高齢者などが、少人数で共同生活をしながら、食事や入浴等の日常生活の支援や機能訓練などを受けられる施設。

グローバルな視野

世界的な視野、視点、考え方。

交通バリアフリー

鉄道駅などでは、スロープ、エレベーター、エスカレーター、段差の解消、視覚聴覚情報提供設備、誘導用ブロック等の整備。また、車両等のバリアフリー化としては、バスの低床化、ノンステップ化、車いすスペースの設置などが行われています。

コーディネーター

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる役目を担う人。全体の進行を図る人。全体をまとめることをコーディネートという。

交流人口

交流人口とは、その地域を訪れる（交流する）人のこと。その地域に住んでいる人、つまり「定住人口」（又は居住者・居住人口）に対する概念。その地域を訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、文化鑑賞・創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャー、アミューズメントなど、特に内容を問わないのが一般的です。少子高齢化が一段と進み、定住人口の増加を追い求めることは、特に地方都市においては困難となりつつあり、このため、定住人口ではなく、交流人口を増やすことによって、地域の活力を高めていこうという意識が一般化しつつあります。もともと都市とは不特定多数の人々が集う場であり、集積により新たな都市文化が生まれるといわれ、「交流人口」をいかに多く獲得できるかに都市の浮沈がかかっているともいえます。

国立社会保障人口問題研究所

国立社会保障・人口問題研究所は、厚生労働省に設置された国立の政策研究機関であり、平成8年（1996年）12月に、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって設立されました。

日本社会は今世紀の前半に急速な少子高齢化と人口減少を経験します。一方日本の経済は、かつてのようなパフォーマンスを取り戻すことが期待できない状況にあります。政府の財政も極めて厳しい状況にあります。このような人口・経済状況のもとで、日本の人口変動の社会経済的背景を分析し、将来人口の的確な見通しをたてるとともに、年金・医療・介護・保育など社会保障の各分野についての社会科学的分析を行う機関です。

コミュニティバス

自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バス。三木市では「みつきいバス」を運行しています。

コミュニティビジネス

地域の市民が主体となり地域の資源を活用して、地域の抱える課題をビジネス的手法で解決し、コミュニティの再生を通じて、その活動で得た利益を地域に還元すること。

コンベンション

集会。また、政治・社会団体などの代表者会議。博覧会や見本市などの大規模な催し。国際会議など大規模な催し物など。

(さ)

サイクル

循環過程。周期。

シビックゾーン

シビックゾーンは、市庁舎を中心として、総合保健福祉センター、消防庁舎などの行政施設や、みっきい広場・ホール、文化会館、教育センター、図書館、美術館、三木山総合公園等、市民利用の各種公共施設が集積する市民サービスと市民の交流拠点ゾーンとします。コミュニティ、芸術・文化、教育、福祉、スポーツなど多様な活動に多くの市民が集い三木市の顔になるような新しい魅力とにぎわいづくりを進めます。

情報モラル・セキュリティ

インターネットを利用する上でのモラル（ルール・道徳）やセキュリティ（個人情報の保護、トラブル発生の予防、対処方法、安全性の確保。）

食育

食育（しょくいく）とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。「食育基本法」においては、生きるための基本的な知識であり、知識の教育、道徳教育、体育教育の基礎となるべきもの、と位置づけられており、単なる料理教育ではなく、食に対する心構え、栄養学や伝統的な食文化についての総合的な教育です。

シンボルマーク

行事や団体などの象徴として用いられる記号やデザイン。

スローフード

規格・標準化された生産ではなく、その土地土地の風土にあった伝統食文化・農業を大切にするための運動。広く、ファストフードの対義語に留まらず、スローな食・農を起点に展開する生活全般をも指します。

スローライフ

一般的には、生活様式に関する思想の一つで、地産地消や歩行型社会を目指す生活様式を指します。日本ではスローフードが拡大解釈されて浸透した言葉。

総合計画では、自分らしさを大切に暮らしぶりの中で、人を大切に、まちを愛する生活を意味します。

生活創造活動

「生活創造活動」は、兵庫県での取組です。大量生産、大量消費の時代は終わり、経済効率よりも生活の質を重視する成熟社会に、私たちは足を踏み入れています。学んだことを生かし、自分を高め、暮らしを高め、社会参加活動を展開することを通じて、さらに新しい学び、活動につながる。このようにして、一人ひとりが自らの生活の中で、成熟社会にふさわしいライフスタイルを創造していこうとする取組です。具体的には、消費生活、

生涯学習、芸術・文化、環境、健康・福祉、地域づくり、青少年活動等による真の豊かさの実現に向けた生活者としてのライフスタイルの創造活動です。

選択と集中

民間経営では、自社の得意とする事業分野を明確にして、そこに経営資源を集中的に投下する戦略。企業は人、物、金、情報の4つの資源を事業に投入することで営業活動を行っています。この資源を効率的に投資して多くの利益をあげることが経営そのものです。顧客の価値観も多様化しており企業も一層の選択と集中が求められています。このような民間経営の手法を、行政が取り入れたものです。

組織マネジメント

組織マネジメントは、人をいかに動かし、人を通じて経営資源をいかに組織化し、いかにして人を通じて仕事を成し遂げるように経営を管理すること。

(た)

地域ブランド

地域を経済的な側面から見たときの生活者が認識するさまざまな地域イメージの総体。地域ブランド（銘柄、商標）として代表的なのは、特定の地域で産出される野菜や果物・魚や肉などの生鮮特産品やそうした特産の素材や伝統の技術を活かして製造される加工食品等の商品、あるいは、特定の地域で提供される温泉地やリゾート地などのサービスのブランドです。

地域予算制度

地域づくりを進めるために地域ごとに予算を立てる制度です。この制度の先進事例としては、三重県名張市、浜松市、豊田市などで、特徴のある制度が進められています。名張市では、各地域に一定の金額を交付し、地域住民の知恵やアイデアによる施策や事業の実践に充てるよう、従来の補助金制度と異なり、事業を限定したり、補助率を設けない「ゆめづくり地域交付金」として、地域に交付する制度が実施されています。

ツーリズム

従来の観光の概念よりの広い意味をもち。旅行業。また、観光旅行。

都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、市町村の基本構想及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、市町村が定めます。「都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする市町村のマスタープラン」とされます。

トップセールス

知事や市長など自治体の首長自らが営業活動を行うこと。

(な)

ニーズ

要求。需要。

脳ドック

脳ドックは、無症状の人を対象に、MRI、MRA による画像診断を主検査とする一連の

検査により、無症候あるいは未発症の脳および脳血管疾患あるいはその危険因子を発見し、それらの発症あるいは進行を防止しようとするもので、問診、診察、血液・尿・血液生化学検査、心電図、頭部 MRI、頭・頸部 MRA などの検査が行われます。

(は)

パートナーシップ

さまざまな違った立場の組織や人が自らの責任と役割を自覚し、互いの立場を尊重しながら、共通の課題に取り組むための協力関係で結ばれること。

ハブ機能

ハブとは、車輪の中心部にあつて、車軸とその外周の地面に接触する部分をスポークを介し一点に結合する部品。ここから連想して「交通のハブ」「ネットワークハブ」といった用語に転用されました。ある地方において周辺各地への様々な交通機関が集中する場所。交通結節点。鉄道ではターミナル駅、バスではバスターミナルがその役割を担います。

パブリックコメント

行政の計画や規則、制度、新規事業等について、市の意思決定を行うにあたり、その論点、選択肢、原案等を広く市民に公開して、市民がそれに対する意見・提言・情報を提供できる制度。

バリアフリー

障害がある人が社会生活をしていく上で物理的に障壁(バリア)となるものを取り除くという意味から、広くは、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁を除去するという意味でも使われます。

P D C A システム

P D C A サイクルとは、経営学のマネジメントなどでよく使われている言葉。P = P L A N (計画) 目標をたててそれを実現するための方法を決める。D = D O (行動) 目標を実現するために立てた計画を実行する。C = C H E C K (状況の把握) 実行が計画どおり行われているかを把握する。A = A C T (調整・改善) 把握した情報を基に、計画が達成可能かを判断し調整・改善をする。このサイクルを、繰り返して仕事を進めていくしくみ。

P T C A 活動

P T A 活動に地域活動が加わった活動。

ビオトープ

ビオトープ (Biotop、ドイツ語) は、バイオトープ (biotope、英語) とともに表記し、生物群集の生息空間を示す言葉である。日本語では生物空間とも略される。三木市では、増田ふるさと公園や民間企業による空間整備がされています。

光ブロードバンド

光ケーブルを使った高速インターネット。

ファミリーサポートセンター事業

育児の援助を行いたい会員と育児の援助を受けたい会員により作られた組織で、その仲介を行う事業。

フォーラム

集会、討議会のこと。また討議する場。

プロセス管理

いろんな事業の進行の管理。

(ま)

マーケティングリサーチ

市場調査。企業などの組織が、商品・サービスを提供するために、顧客を知り、顧客にあった商品・サービスをつくることで、様々な経営資源を効率的に運用できるようにするために顧客を知る活動。三木市では、市民満足度調査として実施しています。

マスタープラン

総合計画基本計画。

マスメディア

マスコミュニケーションの媒体。新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど。大衆媒体。

まちづくり基本条例

「自治基本条例」という名称でも制定されています。この条例は、まちづくりの基本原則を定めるもので、情報共有の推進、まちづくりへの参加の推進、コミュニティの育成、議会の役割と責務、行政の役割と責務、住民と行政の協働、財政、評価、住民投票制度、連携、条例制定の手續における住民参加、まちづくり基本条例の位置づけなど、それぞれのまちのまちづくりの流れの中で特徴ある条例が定められています。

マンパワー

労働力。仕事などに投入できる人的資源。研修などによるマンパワーの強化がまちづくりの原動力になっていきます。

メタボリックシンドローム

メタボリックシンドローム（英 metabolic syndrome、代謝症候群、単にメタボとも略す）とは、内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・高脂血症のうち2つ以上を合併した状態。

目標管理制度

目標管理とは、組織のマネジメント手法のひとつで、個々の担当者に自らの業務目標を設定、申告させ、その進捗や実行を各人が自ら主体的に管理する手法。

(や)

ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、だれもが使いやすくするように、日常生活用具をはじめ、公共交通、道路、建築物などの社会基盤施設をデザインすること。

ユニバーサル社会

バリアフリーの考え方をさらに発展させたもので、障害の有無や年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、すべての人が等しく住みやすい社会。

ユビキタス社会

ユビキタス社会とは「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がコンピューターネットワークを初めとしたネットワークにつながることにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会。

要援護者マップ

災害時に備え、高齢者や障害者など援護が必要な方の所在をあらかじめ確認するための地図。このマップを活用して災害時には、安否確認、いざというときの避難、災害情報の伝達などを迅速に行います。

(ら)

ライフステージ

ライフステージは、出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなどの人生の節目によって変わる生活(ライフサイクル)に着目した区分。

ライフライン

電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し現代人が日常生活を送る上で必須の諸設備。

リニューアル

改修、増築などを行って、施設を新しく蘇らすこと。

レビュー(まちづくりレビュー)

よく見る。点検。三木市では、現在、秋に実施していることから「オータムレビュー」と呼んでいます。オータムレビューは、事業の現状を点検し、次年度の事業計画を検討し実施計画をまとめる基礎となります。

(わ)

ワーキンググループ

作業部会、委員会などの中に設置される具体的・実務的な作業や調査をする集まり。